

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年4月8日提出
【計算期間】	第13特定期間 (自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日)
【ファンド名】	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐 藤 公 俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目6番7号
【事務連絡者氏名】	阿 部 一
【連絡場所】	東京都港区北青山三丁目6番7号
【電話番号】	03-5469-3587
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）は、日本を除く世界の債券および日本の株式に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益等）の確保とともに信託財産の成長を目指します。

ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信／内外／資産複合」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

※「追加型投信／内外／資産複合」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、国内および海外の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドの属性およびその定義>

- | | | |
|------------------|---|---|
| 1. 投資対象資産による属性区分 | … | その他資産(投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型）) |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて複数の資産（株式、債券）へ投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 2. 決算頻度による属性区分 | … | 年12回（毎月） |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 3. 投資対象地域による属性区分 | … | グローバル（日本含む） |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みます。 |
| 4. 投資形態による属性区分 | … | ファミリーファンド |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| 5. 為替ヘッジによる属性区分 | … | 為替ヘッジなし |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

※当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

②信託金の限度額：上限1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

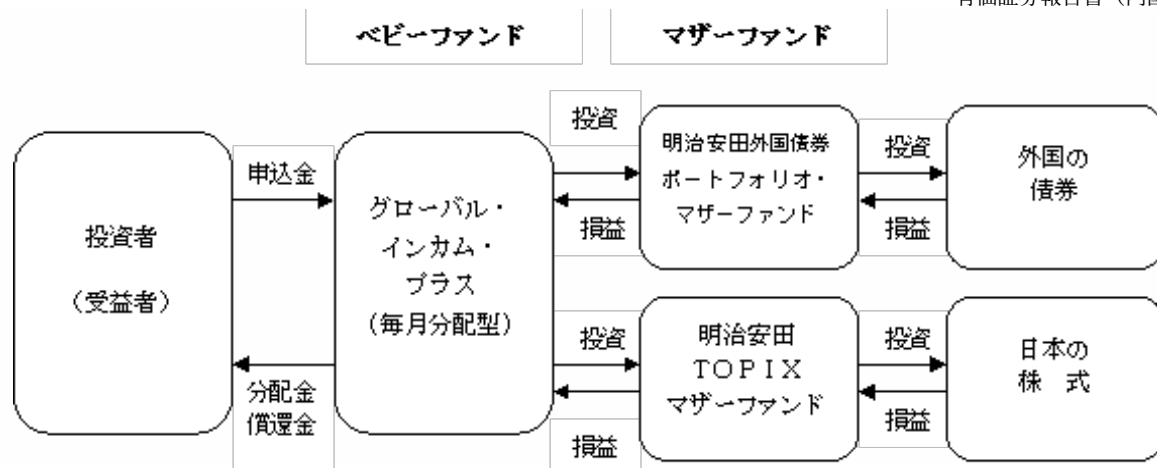
平成16年7月28日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券および「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用を親投資信託（以下「マザーファンド」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

※「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



②委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

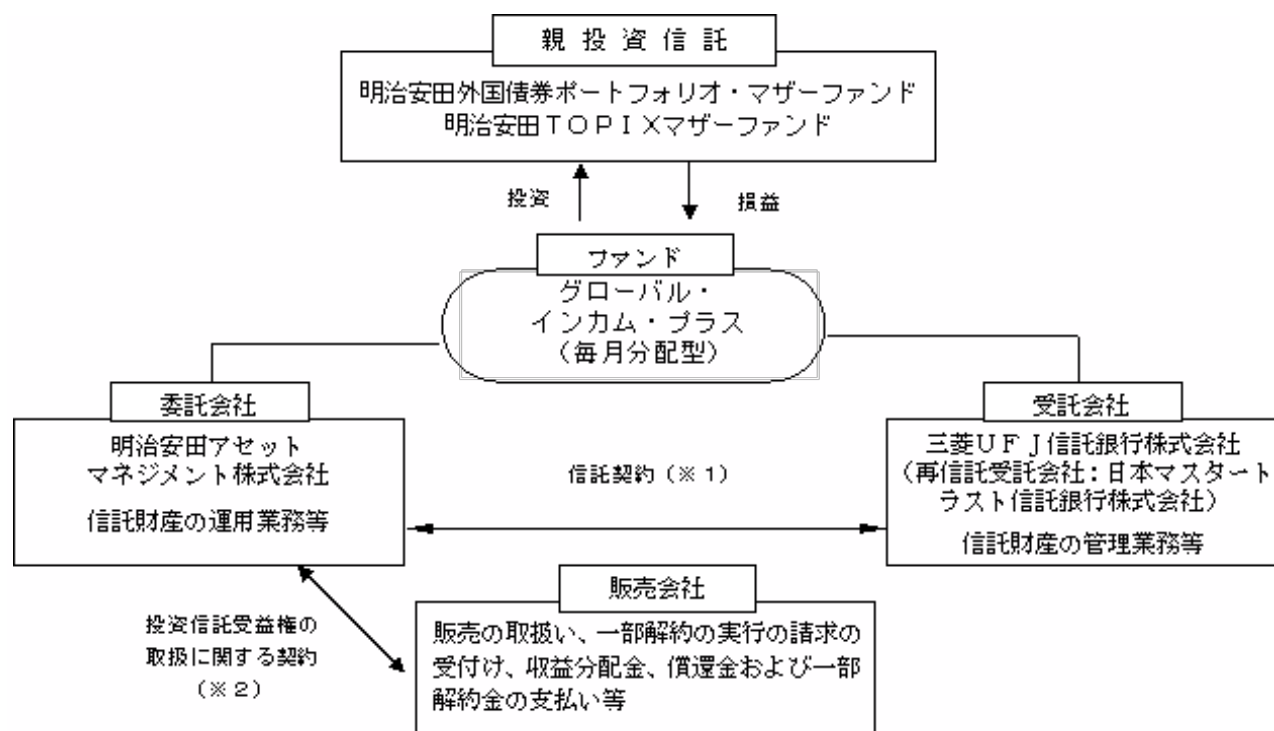
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3. 販売会社

ファンドの販売会社として販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



(※ 1) 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

(※ 2) 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3.大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデルシュトラッセ 24-24a	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①運用方針

この投資信託は、主として日本を除く世界の債券およびわが国の株式に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益等）の確保とともに信託財産の成長を目指して運用を行います。

②投資対象

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券および明治安田T O P I Xマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、世界各国（日本を除く）の債券やわが国の株式に直接投資することがあります。

※投資対象について、詳しくは約款をご覧ください。

③投資態度

1. ファンドの組入比率については、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド65%、明治安田T O P I Xマザーファンド35%を基準組入比率とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス5%程度とします。
2. 外国債券運用においては、信用リスクの低減を図るため、原則として取得時にA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。また、為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
3. 国内株式運用においては東証一部上場銘柄を中心に、T O P I Xとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。また、運用の効率化を図るため、T O P I X先物取引を行う場合があります。
4. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
5. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭債権

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券および「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、上記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（参考）親投資信託の概要

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※ シティグループ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

シティグループ世界国債インデックス構成国

アメリカ 	フランス 	ドイツ 	イギリス 	スペイン 	スウェーデン 
カナダ 	デンマーク 	スイス 	オーストラリア 	シンガポール 	ノルウェー 
ベルギー 	イタリア 	ホーランド 	アイルランド 	オーストリア 	フィンランド 
オランダ 	ポルトガル 	マレーシア 	メキシコ 		

※当ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国全てに投資するものではありません。

なお、ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。

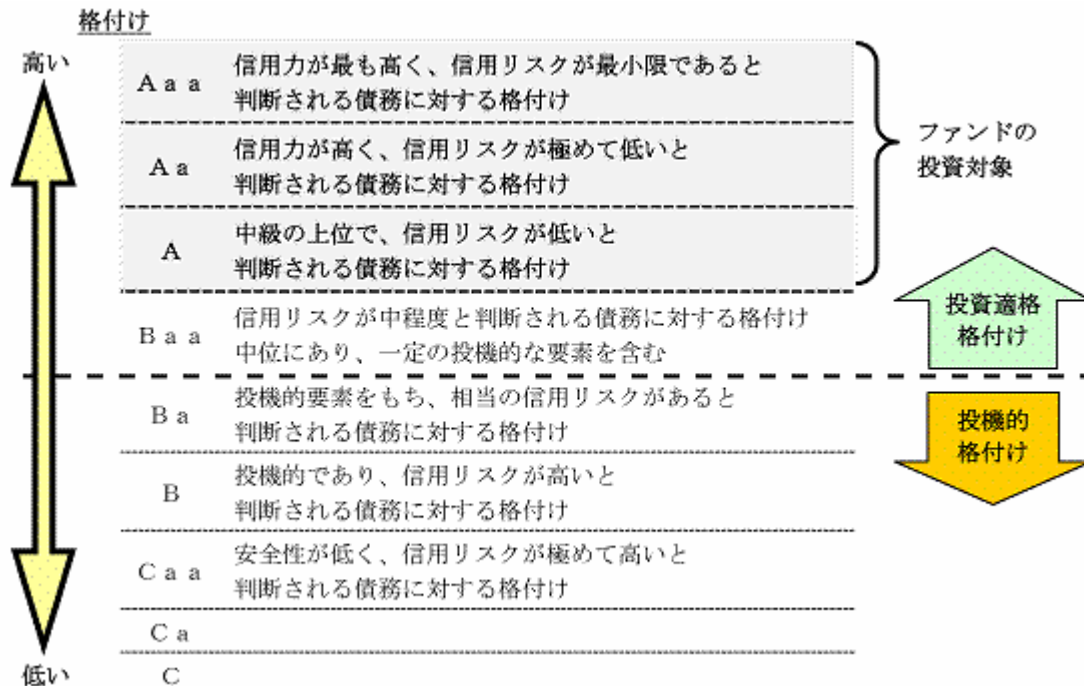
※シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

※シティグループ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

- ②信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

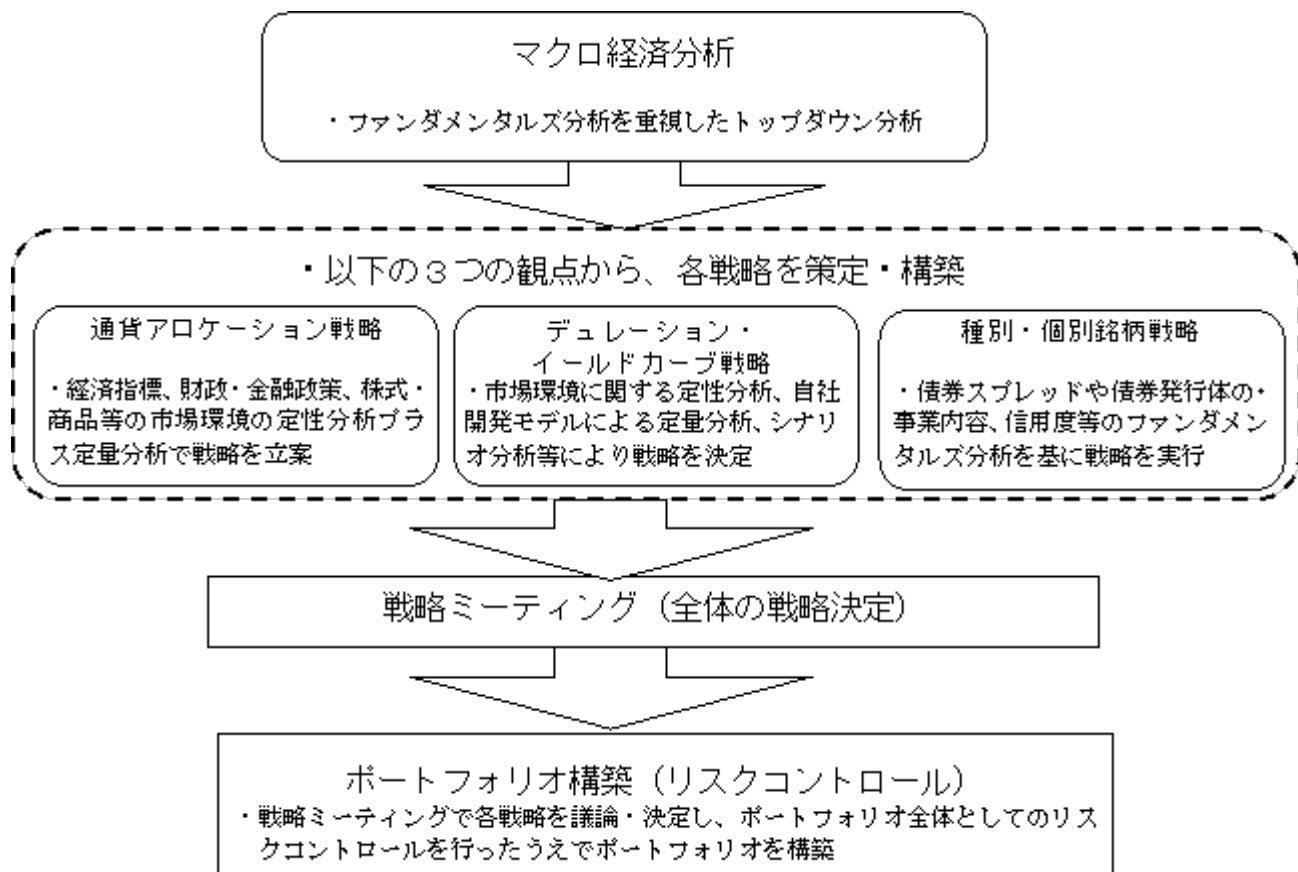
※ 格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者(格付会社)が公表したものです。格付けが高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

※ムーディーズ社の長期債務格付けを例にとると以下のようになります。



注：ムーディーズはAaからCaaまでの格付けに、1、2、3という数字付加記号を加えています。1は、債務が文字格付けのカテゴリーで上位に位置することを示し、2は中位、3は下位にあることを示しています。

③運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



④債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

⑤各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

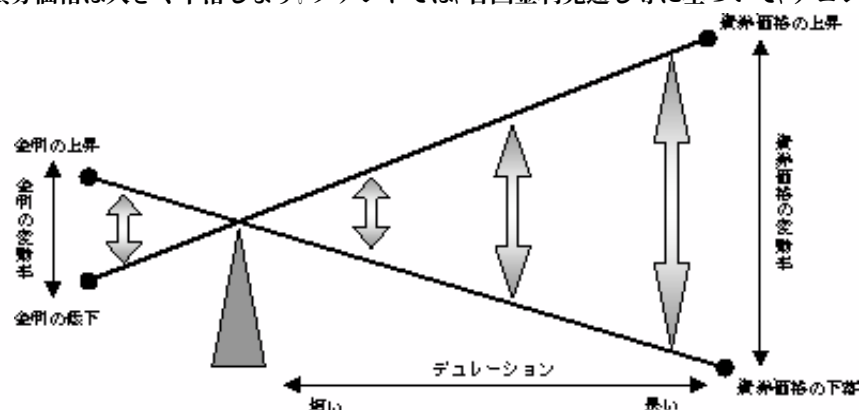
1. 国別・通貨別配分

一般に債券は、市中金利の水準が低下すると価格が上昇し、金利が上昇すると価格が低下します。景気や物価などの動向は国ごとに様々であり、金利の動きは国によって大きく異なることがあります。

ファンドでは、グローバルベースでのカントリー分析・市場予測を行い、国別・通貨別の最適配分を決定します。

2. デュレーション調整

デュレーションとは、投資元本の平均回収期間のことで、債券価格の金利変動に対する感応度をあらわします。デュレーションが長い(大きい)ほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。金利が低下した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく上昇します。一方、金利が上昇した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく下落します。ファンドでは、各国金利見通し等に基づいて、デュレーションの調整を行います。



⑥公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑦組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

- ①株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦有価証券先物取引等を行います。
- ⑧スワップ取引を行います。
- ⑨有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。
- ⑩金利先渡し取引および為替先渡し取引を行います。

「明治安田TOPIXマザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

TOPIXとは

TOPIX（東証株価指数）は、東京証券取引所第一部の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、東京証券取引所が算出、公表を行っています。東京証券取引所第一部に上場している全ての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

TOPIX（東証株価指数）は、昭和43年1月4日における東京証券取引所第一部全体の時価総額を基準として、現在の東京証券取引所第一部全体の時価総額がどれくらい増減しているのかということを表しています。なお、この基準となる時価総額を「基準時価総額」といいますが、この数値は、新規上場や上場廃止など、市況変動以外の要因で時価総額が変動する場合には、連続性を維持するために、その都度修正されます。

TOPIXは以下の計算式で算出されます。

$$\text{TOPIX} = \frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times 100$$

1. TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。
2. 東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
3. 東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
4. 東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
5. ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、ファンドの基準価額とTOPIXの指数値が乖離することがあります。
6. ファンドは、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
7. 東京証券取引所は、ファンドの購入者又は公衆に対し、ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
8. 東京証券取引所は、当社又はファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
9. 上記に限らず、東京証券取引所はファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2 運用方法

(1) 投資対象

東証一部上場銘柄の株式およびTOPIX（東証株価指数）先物取引を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①東証一部上場銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。
- ②運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を行う場合があります。

③株式（株価指数先物取引を含みます）の実質組入比率は、高位を保ちます。

④運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。

〔投資対象ユニバースの決定〕

TOPIXに採用されている銘柄（採用予定銘柄を含む）から、信用リスクが極めて高く、時価総額が極めて低い銘柄を除外した投資対象となる銘柄群リスト（投資対象ユニバース・リスト）を作成します。

〔組入銘柄および株数の決定〕

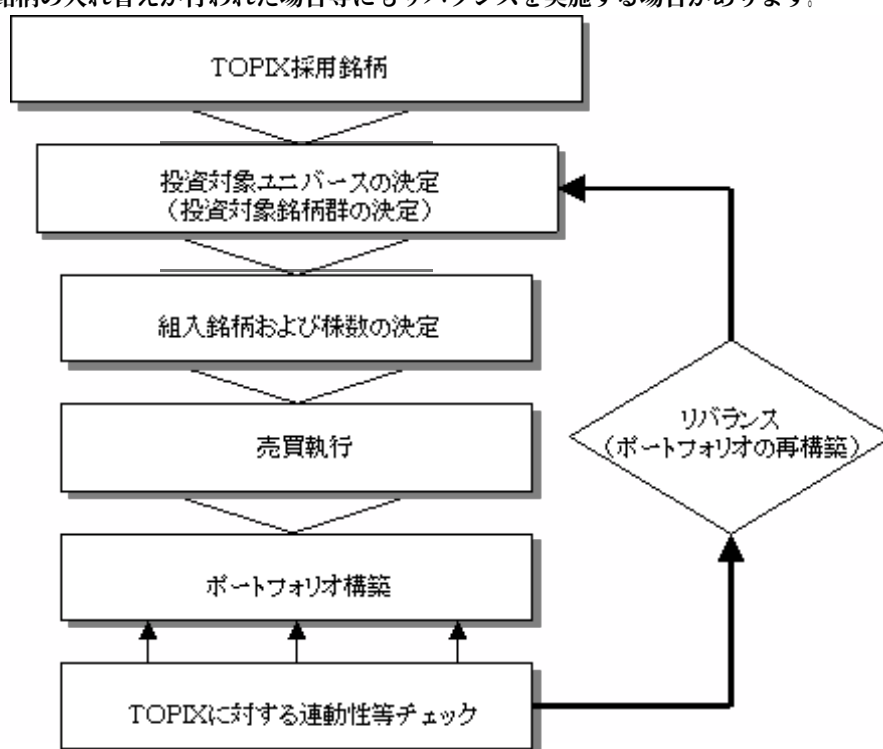
ファンドの純資産総額や個別銘柄の市場流動性、売買コスト等を勘案してTOPIXに近づくように一定の方法（最適化法）を用いて投資対象ユニバースの中から実際に買付けを行う銘柄のリストおよび株数を割り出します。

〔ポートフォリオの構築〕

運用担当者から指示を受けた専任のトレーダーが、市場でのマーケット・インパクトや取引コストを最小化するように株式を売買発注し、ポートフォリオを完成させます。

〔リバランス〕

日次、月次でTOPIXとの連動性をチェックします。連動性が低まったと判断した場合には、売買コストを考慮しつつ組入銘柄の見直しを行い、ポートフォリオを再構築（リバランス）します。また、ファンドの資金流入やTOPIX採用銘柄の入れ替えが行われた場合等にもリバランスを実施する場合があります。



- ⑤非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3)投資制限

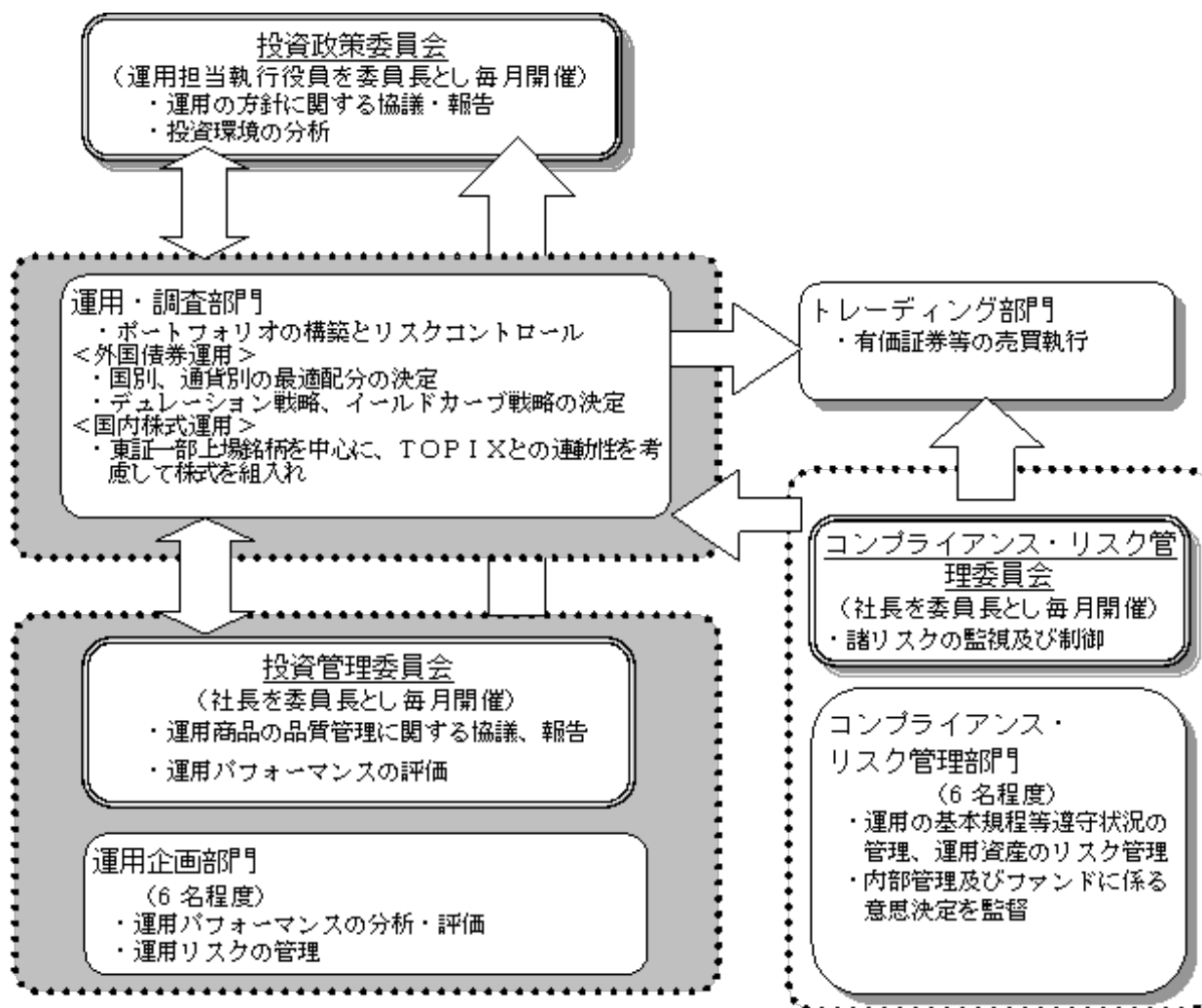
- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑦有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

(3) 【運用体制】

1. 運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



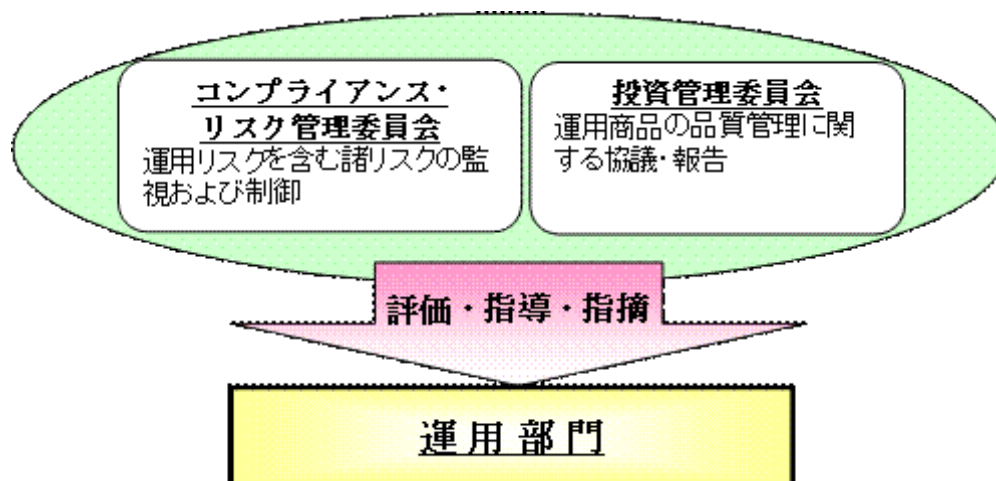
- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

2.内部管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



<受託会社に対する管理体制>

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

原則として毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 原則として組入債券の利子収入と株式の配当収入を原資として、毎月安定した分配を目指します。また、毎年3月、6月、9月、12月の決算時（年4回）には売買益（評価益を含みます。）を「プラスα」の分配として上乗せすることを目指します。ただし、株式の値上り益が確保できた場合でも、債券価格の下落や円高等によって基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合等では、この上乗せ分配を行わない場合があります。収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- i 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ii 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

①株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。

③新株引受権証券等の投資制限（約款 運用の基本方針）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④投資信託証券の投資制限（約款第17条第5項）

投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑥同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第25条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑬ 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金

額の合計額の50%を超えないものとします。

2. 上記 i)～ii)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭有価証券の空売りの指図範囲（約款第27条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記⑮の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑮有価証券の借入れ（約款第28条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第29条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図（約款第30条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑱資金の借入れ（約款第37条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - i) 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ii) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - iii) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑲デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、株式や公社債など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

1. 値動きの主な要因

① 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② 金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

④ 信用リスク

投資している有価証券等の発行者が、経営・財務状況の不振、倒産、外部評価の変化等の理由により、利払いや償還金の支払いが滞る等、債務不履行が起こる可能性があります。そうした場合、当該有価証券の価額が下落することや、その価値がなくなることによりファンドが重大な損失を被ることがあります。

2. その他のリスク・留意点

① カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

② 流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

③ ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

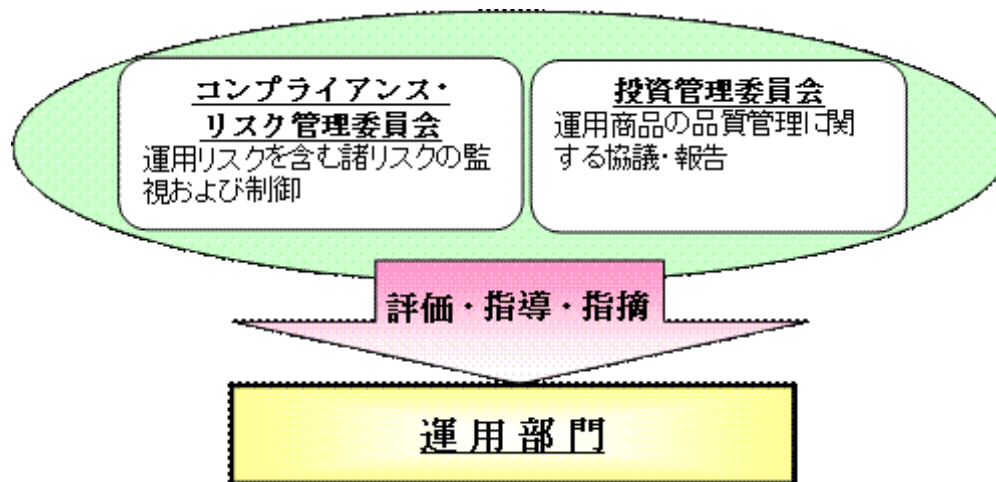
ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ① コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ①申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、2.625%(税抜2.5%)を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

- ②販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- ③分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.26%(税抜1.20%)の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

各販売会社毎の 純資産総額に応じて		100億円以下の部分	100億円超 250億円以下の部分	250億円超 500億円以下の部分	500億円超の部分
信託報酬の総額		年1.26% (税抜1.20%)	年1.26% (税抜1.20%)	年1.26% (税抜1.20%)	年1.26% (税抜1.20%)
(内訳)	委託会社	年0.5565% (税抜0.53%)	年0.5040% (税抜0.48%)	年0.4830% (税抜0.46%)	年0.4515% (税抜0.43%)
	販売会社	年0.6405% (税抜0.61%)	年0.6930% (税抜0.66%)	年0.7140% (税抜0.68%)	年0.7455% (税抜0.71%)
	受託会社	年0.0630% (税抜0.06%)	年0.0630% (税抜0.06%)	年0.0630% (税抜0.06%)	年0.0630% (税抜0.06%)

※「税抜」における税とは、消費税等相当額をいいます。

- ②上記信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ③ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、ならびに先物・オプション取引等に要する費用ならびに信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

＜収益分配金（普通分配金）に対する課税＞

- ① 平成23年12月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。
- 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。
- ② 平成24年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

＜一部解約時および償還時に対する課税＞

- ① 平成23年12月31日までの間、一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。
- ② 平成24年1月1日以降、税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2.法人の受益者に対する課税

- ① 平成23年12月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。

地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

② 平成24年1月1日以降、税率は、15%(所得税15%)となる予定です。

2) 個別元本方式について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

3) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。
- ③ 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

《収益分配金の課税と個別元本のイメージ》

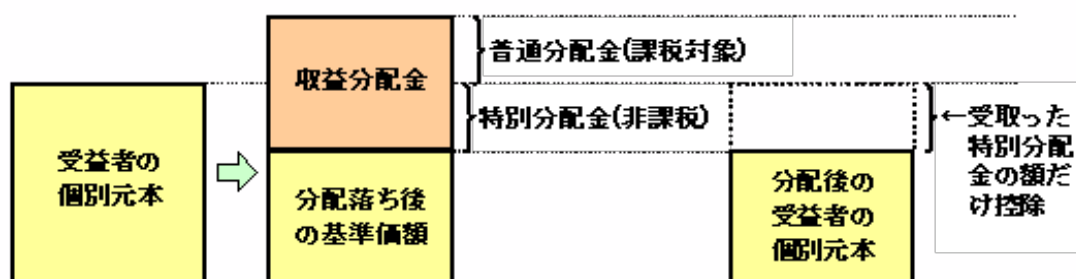
① 収益分配金が全額普通分配金になる場合



② 収益分配金が全額特別分配金になる場合



③ 収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

※当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象外となります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成23年2月22日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	5,718,531,407	64.25
明治安田TOPIXマザーファンド受益証券	3,071,939,069	34.52
小 計	8,790,470,476	98.77
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	109,735,856	1.23
合 計（純資産総額）	8,900,206,332	100.00

※その他資産として下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いています。

資産の名称	取引所	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）TOPIX先物 1103	東京証券取引所	19,120,000	0.21

<参考：マザーファンドの投資状況>

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	26,565,085,325	38.56
	イタリア	8,106,697,301	11.77
	ドイツ	6,105,432,601	8.86
	イギリス	4,772,851,798	6.93
	フランス	4,741,399,616	6.88
	スペイン	3,934,945,292	5.71
	オランダ	2,737,492,757	3.97
	カナダ	2,007,048,773	2.91
	ベルギー	1,884,178,727	2.73
	シンガポール	1,335,638,404	1.94
	ノルウェー	968,289,504	1.41
	メキシコ	951,483,184	1.38
	ポーランド	947,274,862	1.37
	オーストラリア	661,607,427	0.96
	デンマーク	582,600,810	0.85
	スウェーデン	535,896,224	0.78
	スイス	371,028,399	0.54
小 計		67,208,951,004	97.55
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,691,241,058	2.45
合 計（純資産総額）		68,900,192,062	100.00

明治安田TOPIXマザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	4,620,678,770	98.62
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		64,577,285	1.38
合 計（純資産総額）		4,685,256,055	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1.上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価／ 簿価額（円）	評価単価／ 評価額（円）	投資 比率 （％）
1	明治安田外国債券ポートフォ リオ・マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	4,078,838,379	1.3906 5,672,032,649	1.4020 5,718,531,407	64.25
2	明治安田TOPIX マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	3,142,006,706	1.1497 3,040,708,636	1.2984 3,071,939,069	34.52

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.77
合計	98.77

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

株価指数先物取引

銘柄名	種類	数量（枚）	簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引 TOPIX先物 1103	買建	2	18,960,000	19,120,000	0.21

（注）評価額の算定方法：基準日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

＜参考：マザーファンドの投資資産＞

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.25%	50,000,000	8,949.96	4,474,980,546	9,088.60	4,544,304,843	4.25	2014/11/15	6.60
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.25%	46,850,000	8,952.55	4,194,270,919	8,953.84	4,194,877,992	4.25	2013/8/15	6.09
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4%	42,830,000	8,842.41	3,787,204,738	9,008.27	3,858,242,576	4	2015/2/15	5.60
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.75%	43,300,000	8,233.39	3,565,059,629	8,239.87	3,567,864,995	0.75	2013/8/15	5.18
5	イタリア	国債 証券	BTPS 4.5%	24,435,000	12,036.02	2,941,003,885	11,275.26	2,755,110,367	4.5	2020/2/1	4.00
6	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 2.5%	24,290,000	11,330.60	2,752,205,156	11,004.81	2,673,068,349	2.5	2013/10/31	3.88
7	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.625%	29,200,000	7,648.76	2,233,439,982	7,643.81	2,231,993,568	2.625	2020/11/15	3.24
8	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.375%	25,460,000	8,417.04	2,142,979,778	8,390.18	2,136,140,742	1.375	2013/1/15	3.10
9	イタリア	国債 証券	BTPS 3.5%	15,980,000	11,847.85	1,893,286,749	11,375.97	1,817,880,773	3.5	2014/6/1	2.64
10	オランダ	国債 証券	NETHERLANDS GOVT 3.5%	14,714,000	11,808.24	1,737,465,316	11,433.68	1,682,352,616	3.5	2020/7/15	2.44
11	イタリア	国債 証券	BTPS 2%	14,070,000	11,355.60	1,597,733,764	11,234.52	1,580,697,639	2	2012/12/15	2.29
12	ベルギー	国債 証券	BELGIAN 0307 3.25%	13,200,000	11,041.36	1,457,459,609	11,102.12	1,465,480,843	3.25	2016/9/28	2.13
13	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 3.5%	12,110,000	11,951.43	1,447,319,296	11,910.09	1,442,311,899	3.5	2016/1/4	2.09
14	カナダ	国債 証券	CANADA-GOV'T 4.5%	15,620,000	9,023.08	1,409,405,595	9,074.77	1,417,479,286	4.5	2015/6/1	2.06
15	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 4.3%	11,858,000	11,773.16	1,396,062,071	10,641.56	1,261,876,943	4.3	2019/10/31	1.83
16	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.625%	13,040,000	8,997.90	1,173,326,812	9,210.41	1,201,037,871	4.625	2017/2/15	1.74
17	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	9,255,000	12,362.72	1,144,170,661	12,101.33	1,119,978,128	4.25	2014/1/4	1.63
18	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 3.75%	8,880,000	12,199.77	1,083,340,428	12,020.42	1,067,413,384	3.75	2017/1/4	1.55
19	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 4%	8,950,000	12,148.85	1,087,322,755	11,875.01	1,062,813,430	4	2013/4/25	1.54
20	オランダ	国債 証券	NETHERLANDS GOVT 3.75%	8,824,000	12,334.43	1,088,390,985	11,957.61	1,055,140,141	3.75	2014/7/15	1.53
21	イギリス	国債 証券	TREASURY 3.75%	7,890,000	14,176.03	1,118,488,790	13,349.17	1,053,249,789	3.75	2020/9/7	1.53
22	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 3.75%	8,750,000	11,918.01	1,042,825,980	11,844.45	1,036,390,005	3.75	2017/4/25	1.50
23	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 5.75%	7,300,000	14,190.26	1,035,889,272	14,074.84	1,027,463,378	5.75	2032/10/25	1.49
24	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.125%	12,460,000	7,865.91	980,092,448	8,208.77	1,022,813,267	3.125	2019/5/15	1.48
25	ノルウェー	国債 証券	NORWEGIAN GOV'T 6.5%	61,350,000	1,609.33	987,328,742	1,578.30	968,289,504	6.5	2013/5/15	1.41
26	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.25%	11,315,000	7,650.29	865,630,596	7,704.71	871,788,536	4.25	2039/5/15	1.27
27	イタリア	国債 証券	BTPS 5%	8,130,000	11,817.29	960,746,392	10,615.53	863,043,369	5	2039/8/1	1.25
28	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 6.25%	7,700,000	10,110.98	778,545,543	10,252.22	789,421,036	6.25	2030/5/15	1.15
29	シンガポール	国債 証券	SINGAPORE GOV'T 2.5%	11,630,000	6,746.87	784,661,120	6,703.40	779,605,606	2.5	2012/10/1	1.13
30	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 3.25%	6,600,000	11,981.38	790,771,132	11,430.29	754,399,245	3.25	2020/1/4	1.09

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.55

合計	97.55
----	-------

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
為替予約取引

銘柄	種類	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
ドル	買建	42,996,855.15	3,580,743,699	3,565,299,229	5.17
ポンド	買建	3,703,142.13	498,319,245	497,035,736	0.72
ドル	売建	45,969,209.40	3,829,116,820	3,811,766,843	△5.53
ポンド	売建	3,698,869.82	497,744,335	496,462,307	△0.72
ユーロ	売建	2,199,371.22	249,491,172	248,858,853	△0.36

明治安田TOPIXマザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	簿価単価 (円)	簿価額 (円)	評価単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	45,800	3,439.39	157,524,062	3,805.00	174,269,000	3.72
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	268,800	454.46	122,158,848	453.00	121,766,400	2.60
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	30,100	3,237.77	97,456,877	3,590.00	108,059,000	2.31
4	日本	株式	キャノン	電気機器	22,100	3,982.07	88,003,747	4,010.00	88,621,000	1.89
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	27,000	2,855.12	77,088,240	3,050.00	82,350,000	1.76
6	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	437,300	170.02	74,349,746	166.00	72,591,800	1.55
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	27,900	2,335.24	65,153,196	2,322.00	64,783,800	1.38
8	日本	株式	ソニー	電気機器	20,000	3,351.22	67,024,400	3,035.00	60,700,000	1.30
9	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	13,800	4,017.42	55,440,396	4,075.00	56,235,000	1.20
10	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	26,000	2,327.70	60,520,200	2,161.00	56,186,000	1.20
11	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	13,000	3,860.81	50,190,530	4,050.00	52,650,000	1.12
12	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	15,700	2,258.33	35,455,781	3,285.00	51,574,500	1.10
13	日本	株式	任天堂	その他製品	2,000	27,500.00	55,000,000	24,730.00	49,460,000	1.06
14	日本	株式	ファナック	電気機器	3,700	9,297.38	34,400,306	12,620.00	46,694,000	1.00
15	日本	株式	三井物産	卸売業	30,200	1,494.27	45,126,954	1,516.00	45,783,200	0.98
16	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	287	138,000.00	39,606,000	156,400.00	44,886,800	0.96
17	日本	株式	小松製作所	機械	17,600	1,916.96	33,738,496	2,494.00	43,894,400	0.94
18	日本	株式	三菱地所	不動産業	25,000	1,457.00	36,425,000	1,662.00	41,550,000	0.89
19	日本	株式	パナソニック	電気機器	35,000	1,324.73	46,365,550	1,108.00	38,780,000	0.83
20	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	45,000	735.81	33,111,450	859.00	38,655,000	0.83
21	日本	株式	日立製作所	電気機器	80,000	311.89	24,951,200	483.00	38,640,000	0.82
22	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	73,300	630.71	46,231,043	522.00	38,262,600	0.82
23	日本	株式	東芝	電気機器	70,000	439.00	30,730,000	514.00	35,980,000	0.77
24	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	13,200	2,520.00	33,264,000	2,676.00	35,323,200	0.75
25	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	6,200	6,090.00	37,758,000	5,670.00	35,154,000	0.75
26	日本	株式	三菱電機	電気機器	36,000	784.82	28,253,520	942.00	33,912,000	0.72
27	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	14,600	1,964.59	28,683,014	2,281.00	33,302,600	0.71
28	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	14,200	2,107.22	29,922,524	2,184.00	31,012,800	0.66
29	日本	株式	KDDI	情報・通信業	56	470,593.47	26,353,234	543,000.00	30,408,000	0.65
30	日本	株式	三井不動産	不動産業	17,000	1,559.58	26,512,860	1,737.00	29,529,000	0.63

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	98.62
合計	98.62

3.株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率 (%)	業 種 名	投資比率 (%)
電気機器	14.33	サービス業	1.57
輸送用機器	10.17	証券、商品先物取引業	1.53
銀行業	9.49	非鉄金属	1.41
化学	5.78	ガラス・土石製品	1.38
情報・通信業	5.53	精密機器	1.33
卸売業	5.14	繊維製品	0.97
機械	4.91	石油・石炭製品	0.92
電気・ガス業	4.59	その他金融業	0.80
医薬品	4.25	ゴム製品	0.64
小売業	3.50	金属製品	0.64
陸運業	3.38	海運業	0.59
食料品	2.85	鉱業	0.57
保険業	2.55	パルプ・紙	0.36
不動産業	2.51	空運業	0.30
鉄鋼	2.25	倉庫・運輸関連業	0.24
その他製品	2.07	水産・農林業	0.12
建設業	1.94	合 計	98.62

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

株価指数先物取引

銘柄名	種類	数量（枚）	簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引 TOPIX先物 1103	買建	6	57,524,320	57,360,000	1.22

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期 別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 （平成17年1月11日）	1,243,866,595	1,246,302,652	10,212	10,232
第2特定期間末 （平成17年7月11日）	5,582,022,725	5,592,947,679	10,219	10,239
第3特定期間末 （平成18年1月10日）	17,005,909,805	17,038,723,132	10,359	10,379
第4特定期間末 （平成18年7月10日）	23,465,517,140	23,511,756,119	10,140	10,160
第5特定期間末 （平成19年1月10日）	25,721,302,060	25,783,040,690	10,407	10,432
第6特定期間末 （平成19年7月10日）	25,552,640,274	25,612,815,639	10,606	10,631
第7特定期間末 （平成20年1月10日）	21,953,662,845	22,011,637,544	9,467	9,492
第8特定期間末 （平成20年7月10日）	19,879,383,468	19,934,760,982	8,974	8,999
第9特定期間末 （平成21年1月13日）	13,808,810,470	13,861,720,673	6,525	6,550
第10特定期間末 （平成21年7月10日）	14,101,707,651	14,153,238,668	6,841	6,866
第11特定期間末 （平成22年1月12日）	13,667,287,040	13,715,878,588	7,032	7,057
第12特定期間末 （平成22年7月12日）	10,790,639,094	10,816,159,859	6,342	6,357
第13特定期間末 （平成23年1月11日）	9,098,293,287	9,120,318,372	6,196	6,211

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成22年2月末日	12,428,409,364	6,586
平成22年3月末日	12,895,161,932	6,936
平成22年4月末日	12,725,982,044	6,979
平成22年5月末日	11,432,881,986	6,448
平成22年6月末日	10,711,058,321	6,231
平成22年7月末日	10,502,611,378	6,296
平成22年8月末日	9,926,129,379	6,110
平成22年9月末日	9,983,527,611	6,277
平成22年10月末日	9,475,430,093	6,080
平成22年11月末日	9,408,344,866	6,183
平成22年12月末日	9,015,618,221	6,107
平成23年1月末日	8,892,665,828	6,195
平成23年2月22日	8,900,206,332	6,327

②【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1特定期間（平成16年7月28日から平成17年1月11日まで）	105
第2特定期間（平成17年1月12日から平成17年7月11日まで）	360
第3特定期間（平成17年7月12日から平成18年1月10日まで）	1,350
第4特定期間（平成18年1月11日から平成18年7月10日まで）	120
第5特定期間（平成18年7月11日から平成19年1月10日まで）	430
第6特定期間（平成19年1月11日から平成19年7月10日まで）	385
第7特定期間（平成19年7月11日から平成20年1月10日まで）	235
第8特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）	325
第9特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）	150
第10特定期間（平成21年1月14日から平成21年7月10日まで）	150
第11特定期間（平成21年7月11日から平成22年1月12日まで）	150
第12特定期間（平成22年1月13日から平成22年7月12日まで）	110
第13特定期間（平成22年7月13日から平成23年1月11日まで）	90

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1特定期間（平成16年7月28日から平成17年1月11日まで）	3.17
第2特定期間（平成17年1月12日から平成17年7月11日まで）	3.59
第3特定期間（平成17年7月12日から平成18年1月10日まで）	14.58
第4特定期間（平成18年1月11日から平成18年7月10日まで）	△0.96
第5特定期間（平成18年7月11日から平成19年1月10日まで）	6.87
第6特定期間（平成19年1月11日から平成19年7月10日まで）	5.61
第7特定期間（平成19年7月11日から平成20年1月10日まで）	△8.52
第8特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）	△1.77
第9特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）	△25.62
第10特定期間（平成21年1月14日から平成21年7月10日まで）	7.14
第11特定期間（平成21年7月11日から平成22年1月12日まで）	4.98
第12特定期間（平成22年1月13日から平成22年7月12日まで）	△8.25
第13特定期間（平成22年7月13日から平成23年1月11日まで）	△0.88

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（平成16年7月28日から平成17年1月11日まで）	1,219,013,232	984,495
第2特定期間（平成17年1月12日から平成17年7月11日まで）	4,300,129,000	55,680,391
第3特定期間（平成17年7月12日から平成18年1月10日まで）	11,298,600,259	345,040,370
第4特定期間（平成18年1月11日から平成18年7月10日まで）	7,129,525,984	404,899,091
第5特定期間（平成18年7月11日から平成19年1月10日まで）	2,877,325,833	1,302,926,671
第6特定期間（平成19年1月11日から平成19年7月10日まで）	1,280,893,470	1,904,079,176
第7特定期間（平成19年7月11日から平成20年1月10日まで）	426,529,240	1,328,527,181
第8特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）	146,640,974	1,185,514,784
第9特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）	94,068,264	1,080,992,826
第10特定期間（平成21年1月14日から平成21年7月10日まで）	56,888,171	608,562,292
第11特定期間（平成21年7月11日から平成22年1月12日まで）	33,338,532	1,209,126,337
第12特定期間（平成22年1月13日から平成22年7月12日まで）	32,078,488	2,454,854,231
第13特定期間（平成22年7月13日から平成23年1月11日まで）	6,684,513	2,337,137,957

（注）設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1.取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。

※販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

- 2.取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- 3.取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

- 4.申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.625%（税抜2.5%）を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

※販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

5. お申込単位は、販売会社が定める単位となります。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

6. ファンドのお申込みに、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

※「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。

※販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、実際に収益分配金を受取ることができる場合があります。

7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。

8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

4. 換金手数料ならびに信託財産留保額はありません。

5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。

※自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。

7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができるものとします。

8. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株 式	原則として、基準価額計算日 [※] の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 [※] における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期

間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

⑧反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨運用報告書

委託会社は、法令等の定めるところにより、1月および7月の計算期間終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページに

においても入手可能です。

⑪公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)収益分配金請求権

①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

⑤分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱い、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4)信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

(5)帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12特定期間（平成22年1月13日から平成22年7月12日まで）及び第13特定期間（平成22年7月13日から平成23年1月11日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12特定期間 (平成22年7月12日現在)	第13特定期間 (平成23年1月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	171,589,603	131,520,060
親投資信託受益証券	10,659,886,066	8,989,137,946
派生商品評価勘定	—	872,067
未収入金	20,000,000	26,000,000
未収利息	267	216
差入委託証拠金	1,575,000	420,000
流動資産合計	10,853,050,936	9,147,950,289
資産合計	10,853,050,936	9,147,950,289
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	69,440	—
前受金	45,000	888,000
未払収益分配金	25,520,765	22,025,085
未払解約金	24,577,436	16,543,710
未払受託者報酬	607,431	507,896
未払委託者報酬	11,541,162	9,649,996
その他未払費用	50,608	42,315
流動負債合計	62,411,842	49,657,002
負債合計	62,411,842	49,657,002
純資産の部		
元本等		
元本	17,013,843,602	14,683,390,158
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,223,204,508	△5,585,096,871
（分配準備積立金）	5,139,512	781
元本等合計	10,790,639,094	9,098,293,287
純資産合計	10,790,639,094	9,098,293,287
負債純資産合計	10,853,050,936	9,147,950,289

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12特定期間 (自 平成22年 1 月13日 至 平成22年 7 月12日)	第13特定期間 (自 平成22年 7 月13日 至 平成23年 1 月11日)
営業収益		
受取利息	45,541	38,224
有価証券売買等損益	△985,738,734	△42,748,120
派生商品取引等損益	△4,554,753	2,544,750
営業収益合計	△990,247,946	△40,165,146
営業費用		
受託者報酬	3,833,934	3,104,198
委託者報酬	72,844,707	58,979,690
その他費用	319,428	258,621
営業費用合計	76,998,069	62,342,509
営業損失 (△)	△1,067,246,015	△102,507,655
経常損失 (△)	△1,067,246,015	△102,507,655
当期純損失 (△)	△1,067,246,015	△102,507,655
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△16,630,742	△6,501,363
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△5,769,332,305	△6,223,204,508
剰余金増加額又は欠損金減少額	808,267,992	877,147,883
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	808,267,992	877,147,883
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,089,204	2,522,375
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,089,204	2,522,375
分配金	201,435,718	140,511,579
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△6,223,204,508	△5,585,096,871

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第12特定期間 (自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日)	第13特定期間 (自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。	同左
3. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成22年1月13日から平成22年7月12日までとなっております。	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成22年7月13日から平成23年1月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12特定期間 (平成22年7月12日現在)	第13特定期間 (平成23年1月11日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	17,013,843,602口	14,683,390,158口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 6,223,204,508円	元本の欠損 5,585,096,871円
3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.6342円	0.6196円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12特定期間 (自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日)		第13特定期間 (自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日)	
第66計算期（平成22年1月13日から平成22年2月10日まで）		第72計算期（平成22年7月13日から平成22年8月10日まで）	
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した504,287,218円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は47,593,115円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した391,498,501円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は24,859,552円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。	
(単位:円)		(単位:円)	
配 当 等 収 益（注1） A	25,332,544	配 当 等 収 益（注1） A	20,652,633
経 費 B	13,190,933	経 費 B	10,635,327
収 益 調 整 金（その他収益調整金） C（注2）	492,145,326	収 益 調 整 金（その他収益調整金） C（注2）	376,475,073
分 配 準 備 積 立 金（配当等収益） D（注3）	194	分 配 準 備 積 立 金（配当等収益） D（注3）	5,006,036
分 配 準 備 積 立 金（有価証券売買等利益） E（注4）	87	分 配 準 備 積 立 金（有価証券売買等利益） E（注4）	86
分配対象収益合計 F (A－B＋C＋D＋E)	504,287,218	分配対象収益合計 F (A－B＋C＋D＋E)	391,498,501
当ファンドの当期末残存受益権口数 G	19,037,246,283 (口)	当ファンドの当期末残存受益権口数 G	16,573,035,298 (口)
分配可能額 H (F)	504,287,218	分配可能額 H (F)	391,498,501
1口当たり分配可能額 I (H／G)	0.0265	1口当たり分配可能額 I (H／G)	0.0236
1口当たり分配額 J	0.0025	1口当たり分配額 J	0.0015
収益分配金額 K	47,593,115	収益分配金額 K	24,859,552
(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息7,700円及び親投資信託からの分配可能額25,324,844円を含めて表示しております。		(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息6,265円及び親投資信託からの分配可能額20,646,368円を含めて表示しております。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第67計算期（平成22年2月11日から平成22年3月10日まで）		第73計算期（平成22年8月11日から平成22年9月10日まで）	
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益、派生商品取引等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）、分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した472,987,008円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は46,895,273円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した366,576,014円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は24,153,836円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。	
(単位:円)		(単位:円)	
配当等収益（注1）	25,082,760	配当等収益（注1）	21,210,118
有価証券売買等損益	119,069,396	経費	10,865,512
派生商品取引等損益	1,922,146	収益調整金（その他収益調整金）	356,229,823
解約に伴う当期純利益分配額	349,472	分配準備積立金（配当等収益）	1,499
経費	12,172,517	分配準備積立金（有価証券売買等利益）	86
繰越欠損金補てん額	110,564,443	分配対象収益合計	366,576,014
収益調整金（その他収益調整金）	449,997,323	当ファンドの当期末残存受益権口数	16,102,557,402(口)
分配準備積立金（配当等収益）	1,728	分配可能額	366,576,014
分配準備積立金（有価証券売買等利益）	87	1口当たり分配可能額	0.0228
分配対象収益合計	472,987,008	1口当たり分配額	0.0015
当ファンドの当期末残存受益権口数	18,758,109,379(口)	収益分配金額	24,153,836
分配可能額	472,987,008		
1口当たり分配可能額	0.0252		
1口当たり分配額	0.0025		
収益分配金額	46,895,273		
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息7,345円及び親投資信託からの分配可能額25,075,415円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息6,465円及び親投資信託からの分配可能額21,203,653円を含めて表示しております。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第68計算期（平成22年3月11日から平成22年4月12日まで）		第74計算期（平成22年9月11日から平成22年10月12日まで）	
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益、派生商品取引等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）、分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した487,206,761円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は27,808,389円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益、派生商品取引等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）、分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した380,450,972円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は23,687,118円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。	
(単位:円)		(単位:円)	
配当等収益（注1） A	67,568,990	配当等収益（注1） A	47,355,061
有価証券売買等損益 B	598,499,201	有価証券売買等損益 B	150,058,292
派生商品取引等損益 C	3,922,930	派生商品取引等損益 C	△34,737
解約に伴う当期純利益分配額 D	4,144,086	解約に伴う当期純利益分配額 D	3,952,060
経費 E	14,623,248	経費 E	11,073,121
繰越欠損金補てん額 F	585,139,057	繰越欠損金補てん額 F	137,709,074
収益調整金（その他収益調整金） G（注2）	421,120,430	収益調整金（その他収益調整金）（注2） G	335,806,314
分配準備積立金（配当等収益） H（注3）	1,514	分配準備積立金（配当等収益）（注3） H	211
分配準備積立金（有価証券売買等利益） I（注4）	87	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4） I	86
分配対象収益合計 J（A+B+C-D-E-F+G+H+I）	487,206,761	分配対象収益合計 J（A+B+C-D-E-F+G+H+I）	380,450,972
当ファンドの当期末残存受益権口数 K	18,538,926,256（口）	当ファンドの当期末残存受益権口数 K	15,791,412,571（口）
分配可能額 L（J）	487,206,761	分配可能額 L（J）	380,450,972
1口当たり分配可能額 M（L/K）	0.0263	1口当たり分配可能額 M（L/K）	0.0241
1口当たり分配額 N	0.0015	1口当たり分配額 N	0.0015
収益分配金額 O	27,808,389	収益分配金額 O	23,687,118
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息8,882円及び親投資信託からの分配可能額67,560,108円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息7,019円及び親投資信託からの分配可能額47,348,042円を含めて表示しております。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第69計算期（平成22年4月13日から平成22年5月10日まで）		第75計算期（平成22年10月13日から平成22年11月10日まで）	
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した463,582,630円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は27,234,299円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 (単位:円)		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した357,715,686円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は23,185,113円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 (単位:円)	
配当等収益（注1） A	25,994,385	配当等収益（注1） A	18,194,978
経費 B	12,327,661	経費 B	9,682,736
収益調整金（その他収益調整金） C（注2）	412,431,981	収益調整金（その他収益調整金）（注2） C	328,691,201
分配準備積立金（配当等収益） D（注3）	37,483,838	分配準備積立金（配当等収益） D（注3）	20,512,157
分配準備積立金（有価証券売買等利益） E（注4）	87	分配準備積立金（有価証券売買等利益） E（注4）	86
分配対象収益合計 $F(A - B + C + D + E)$	463,582,630	分配対象収益合計 $F(A - B + C + D + E)$	357,715,686
当ファンドの当期末残存受益権口数 G	18,156,199,494 (口)	当ファンドの当期末残存受益権口数 G	15,456,742,019 (口)
分配可能額 H (F)	463,582,630	分配可能額 H (F)	357,715,686
1口当たり分配可能額 I (H/G)	0.0255	1口当たり分配可能額 I (H/G)	0.0231
1口当たり分配額 J	0.0015	1口当たり分配額 J	0.0015
収益分配金額 K	27,234,299	収益分配金額 K	23,185,113
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息7,222円及び親投資信託からの分配可能額25,987,163円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息6,244円及び親投資信託からの分配可能額18,188,734円を含めて表示しております。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第70計算期（平成22年5月11日から平成22年6月10日まで）		第76計算期（平成22年11月11日から平成22年12月10日まで）	
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した435,096,104円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は26,383,877円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益、派生商品取引等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）、分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した337,517,180円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は22,600,875円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。	
(単位:円)		(単位:円)	
配当等収益（注1） A	24,856,512	配当等収益（注1） A	17,863,225
経費 B	12,484,509	有価証券売買等損益 B	8,427,460
収益調整金（その他収益調整金） C（注2）	399,557,441	派生商品取引等損益 C	1,761,462
分配準備積立金（配当等収益） D（注3）	23,166,573	解約に伴う当期純利益分配額 D	664,765
分配準備積立金（有価証券売買等利益） E（注4）	87	経費 E	9,885,606
分配対象収益合計 F（A－B＋C＋D＋E）	435,096,104	繰越欠損金補てん額 F	6,085,943
当ファンドの当期末残存受益権口数 G	17,589,251,353（口）	収益調整金（その他収益調整金） G（注2）	320,410,026
分配可能額 H（F）	435,096,104	分配準備積立金（配当等収益） H（注3）	5,691,235
1口当たり分配可能額 I（H／G）	0.0247	分配準備積立金（有価証券売買等利益） I（注4）	86
1口当たり分配額 J	0.0015	分配対象収益合計 J（A＋B＋C－D－E－F＋G＋H＋I）	337,517,180
収益分配金額 K	26,383,877	当ファンドの当期末残存受益権口数 K	15,067,250,458（口）
		分配可能額 L（J）	337,517,180
		1口当たり分配可能額 M（L／K）	0.0224
		1口当たり分配額 N	0.0015
		収益分配金額 O	22,600,875
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息7,275円及び親投資信託からの分配可能額24,849,237円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息6,515円及び親投資信託からの分配可能額17,856,710円を含めて表示しております。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第71計算期（平成22年6月11日から平成22年7月12日まで）		第77計算期（平成22年12月11日から平成23年1月11日まで）	
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益、派生商品取引等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）、分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した417,147,861円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は25,520,765円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純損失分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益、派生商品取引等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）、分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した320,136,409円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は22,025,085円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。	
(単位:円)		(単位:円)	
配当等収益（注1） A	26,086,125	配当等収益（注1） A	21,372,020
有価証券売買等損益 B	50,985,411	有価証券売買等損益 B	4,662,177
派生商品取引等損益 C	201,223	派生商品取引等損益 C	775,374
解約に伴う当期純利益分配額 D	2,941,530	解約に伴う当期純損失分配額 D	5,988
経費 E	12,199,201	経費 E	10,200,207
繰越欠損金補てん額 F	40,326,603	繰越欠損金補てん額 F	3,372,897
収益調整金（その他収益調整金） G（注2）	386,487,584	収益調整金（その他収益調整金） G（注2）	306,892,679
分配準備積立金（配当等収益） H（注3）	8,854,766	分配準備積立金（配当等収益） H（注3）	1,189
分配準備積立金（有価証券売買等利益） I（注4）	86	分配準備積立金（有価証券売買等利益） I（注4）	86
分配対象収益合計 $J(A+B+C-D-E-F+G+H+I)$	417,147,861	分配対象収益合計 $J(A+B+C+D-E-F+G+H+I)$	320,136,409
当ファンドの当期末残存受益権口数 K	17,013,843,602 (口)	当ファンドの当期末残存受益権口数 K	14,683,390,158 (口)
分配可能額 L (J)	417,147,861	分配可能額 L (J)	320,136,409
1口当たり分配可能額 M (L/K)	0.0245	1口当たり分配可能額 M (L/K)	0.0218
1口当たり分配額 N	0.0015	1口当たり分配額 N	0.0015
収益分配金額 O	25,520,765	収益分配金額 O	22,025,085
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息7,117円及び親投資信託からの分配可能額26,079,008円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息5,716円及び親投資信託からの分配可能額21,366,304円を含めて表示しております。	

第12特定期間 (自 平成22年 1月13日 至 平成22年 7月12日)	第13特定期間 (自 平成22年 7月13日 至 平成23年 1月11日)
(注2)～(注4)	(注2)～(注4)
(注2) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。 (注3) 分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。 (注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。	(注2) 収益調整金 同左 (注3) 分配準備積立金（配当等収益） 同左 (注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

第12特定期間 (自 平成22年 1月13日 至 平成22年 7月12日)	第13特定期間 (自 平成22年 7月13日 至 平成23年 1月11日)
当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	—

(1) 金融商品の状況に関する事項

第12特定期間 (自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日)	第13特定期間 (自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数先物取引に係る価格変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。	同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第12特定期間 (平成22年7月12日現在)	第13特定期間 (平成23年1月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第12特定期間 （平成22年7月12日現在）	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	72,188,400
合計	72,188,400

売買目的有価証券

第13特定期間 （平成23年1月11日現在）	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	22,064,952
合計	22,064,952

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成22年7月12日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（株式関連）

区分	種類	第12特定期間 （平成22年7月12日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	42,980,000 (42,994,440)	— (—)	42,925,000	△55,000 (△69,440)
合計		42,980,000 (42,994,440)	— (—)	42,925,000	△55,000 (△69,440)

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。なお、（）内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表しております。

（平成23年1月11日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（株式関連）

区分	種類	第13特定期間 （平成23年1月11日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	17,662,000 (17,667,933)	— (—)	18,540,000	878,000 (872,067)
合計		17,662,000 (17,667,933)	— (—)	18,540,000	878,000 (872,067)

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。なお、（）内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第12特定期間 （平成22年7月12日現在）	第13特定期間 （平成23年1月11日現在）
1. 期首元本額	19,436,619,345円	17,013,843,602円
期中追加設定元本額	32,078,488円	6,684,513円
期中一部解約元本額	2,454,854,231円	2,337,137,957円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザー ファンド	4,218,067,464	5,790,563,014	
親投資信託 受益証券	明治安田T O P I Xマザーファンド	2,541,173,379	3,198,574,932	
	合計	6,759,240,843	8,989,137,946	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成22年7月12日現在）	（平成23年1月11日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,041,273,863	337,142,269
コール・ローン	411,687,336	694,780,350
国債証券	82,101,841,236	68,356,867,116
未収入金	2,785,337,896	—
未収利息	903,468,553	632,406,587
前払費用	216,154,867	51,945,253
流動資産合計	87,459,763,751	70,073,141,575
資産合計	87,459,763,751	70,073,141,575
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	21,170,148	—
未払金	2,796,606,189	—
未払解約金	83,000,000	59,000,000
流動負債合計	2,900,776,337	59,000,000
負債合計	2,900,776,337	59,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	58,404,242,584	51,000,514,070
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	26,154,744,830	19,013,627,505
元本等合計	84,558,987,414	70,014,141,575
純資産合計	84,558,987,414	70,014,141,575
負債純資産合計	87,459,763,751	70,073,141,575

（注） 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの特定期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成22年7月12日・平成23年1月11日現在における明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成22年 1月13日 至 平成22年 7月12日)	(自 平成22年 7月13日 至 平成23年 1月11日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令 および社団法人投資信託協会規則に 従って時価で評価しております。原則 として①金融商品取引業者の提示す る価額（ただし、売気配相場は使用し ない）②価格情報会社（野村総合研 究所）の提供する価額—などに基 づいて時価評価しております。時価が入 手不能の場合、又は入手した評価額が 時価と認定できない事由を認めた場 合は、忠実義務に基づき当社が合理的 事由をもって時価と認める評価額に より評価しております。	同左
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評 価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが 国における計算期間末日の対顧客先 物相場の仲値によって計算しており ます。	同左
3. その他財務諸表の作 成のための基本とな る重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財 産の計算に関する規則」（平成12年 総理府令第133号）第60条に基づき、 取引発生時の外国通貨の額をもって 記録する方法を採用しております。但 し、同61条に基づき、外国通貨の売却 時において、当該外国通貨に加えて、 外貨建資産等の外貨基金勘定及び外 貨建各損益勘定の前日の外貨建純資 産額に対する当該売却外国通貨の割 合相当額を当該外国通貨の売却時の 外国為替相場等で円換算し、前日の外 貨基金勘定に対する円換算した外貨 基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基 金勘定を相殺した差額を為替差損益 とする計理処理を採用しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年 7月12日現在)	(平成23年 1月11日現在)
1. 当該計算期間の末日 における受益権の総 数	58,404,242,584口	51,000,514,070口
2. 当該計算期間の末日 における 1 単位当 たりの純資産の額	1.4478円	1.3728円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日）	（自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日）
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、外国為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする外国為替予約取引に係る為替変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。	同左

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成22年7月12日現在）	（平成23年1月11日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 公社債 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 公社債 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成22年7月12日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,620,367,110
合計	1,620,367,110

売買目的有価証券

（平成23年1月11日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△189,641,170
合計	△189,641,170

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成22年7月12日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

区分	種類	（平成22年7月12日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,808,015,046	—	2,821,970,028	△13,954,982
	米ドル	1,938,544,338	—	1,948,909,620	△10,365,282
	シンガポールドル	869,470,708	—	873,060,408	△3,589,700
	買建	2,812,557,761	—	2,805,342,595	△7,215,166
	ユーロ	2,812,557,761	—	2,805,342,595	△7,215,166
合計		5,620,572,807	—	5,627,312,623	△21,170,148

（注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（平成23年1月11日現在）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成22年7月12日現在）	（平成23年1月11日現在）
1. 期首元本額（注1）	62,451,307,394円	62,451,307,394円
期中追加設定元本額	145,189,344円	384,414,445円
期中一部解約元本額	4,192,254,154円	11,835,207,769円

平成22年7月12日・平成23年1月11日現在における元本の内訳（注2）	MDAM・DCハートフルライフ（プラン70）	43,081,643円	明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	50,567,874円
	MDAMグローバルバランスオープン	34,790,667円	明治安田グローバルバランスオープン	34,372,570円
	MDAM・DCグローバルバランスオープン	53,925,318円	明治安田DCグローバルバランスオープン	57,951,261円
	MDAM外国債券オープン	1,620,754,194円	明治安田外国債券オープン	1,560,308,400円
	MDAM・DCハートフルライフ（プラン30）	33,629,095円	明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	39,108,672円
	MDAM・DCハートフルライフ（プラン50）	53,318,603円	明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	65,001,897円
	MDAM・DC外国債券オープン	2,028,895,262円	明治安田DC外国債券オープン	2,146,201,767円
	MDAM外国債券オープン（毎月分配型）	49,310,873,681円	明治安田外国債券オープン（毎月分配型）	42,395,189,798円
	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	4,785,787,903円	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	4,218,067,464円
	MDAM資産形成サポートファンド（隔月決算型）	15,031,612円	明治安田資産形成サポートファンド（隔月決算型）	12,012,581円
	MDAM資産形成サポートファンド（1年決算型）	4,655,921円	明治安田資産形成サポートファンド（1年決算型）	4,503,516円
	MDAM・VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	66,005,438円	明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	64,470,862円
	MDAM・VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	32,629,428円	明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	32,747,426円
	MDAM・VA外国債券オープン（適格機関投資家私募）	320,863,819円	明治安田VA外国債券オープン（適格機関投資家私募）	320,009,982円
	合計	58,404,242,584円	合計	51,000,514,070円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		US T-NOTE 1.875%12/06/15	19,866,000	20,289,704.63	
		US T-NOTE 1.375%12/10/15	31,610,000	32,074,271.87	
		US T-NOTE 4.25%13/08/15	46,850,000	51,037,218.75	
		US T-NOTE 4.25%14/11/15	50,000,000	55,406,250.00	
		US T-NOTE 4%15/02/15	42,830,000	47,052,770.31	
		US T-NOTE 1.875%15/6/30	6,240,000	6,287,775.00	
		US T-NOTE 4.625%17/02/15	13,040,000	14,731,125.00	
		US T-NOTE 3.125%19/05/15	29,670,000	30,017,695.31	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	9,390,000	13,101,984.37	
		US T-NOTE 3.375%19/11/15	18,100,000	18,498,765.62	
		US T-NOTE 3.5%20/05/15	13,205,000	13,524,808.59	
		US T-BOND 6.625%27/02/15	3,600,000	4,694,062.50	
		US T-BOND 5.25%29/02/15	1,000,000	1,133,750.00	
		US T-BOND 6.25%30/05/15	7,700,000	9,771,781.25	
		US T-BOND 5.375%31/02/15	3,170,000	3,649,462.50	
		US T-BOND 4.5%36/02/15	5,100,000	5,173,312.50	
		US T-BOND 4.25%39/05/15	11,315,000	10,895,991.40	
	米ドル	小計	米ドル	米ドル	
			312,686,000	337,340,729.60	
			(25,921,669,400)	(27,965,546,483)	

	カナダドル	カナダドル	カナダドル
	CAN GOVT 4.5%15/06/01	15,620,000	17,025,331.40
	CAN GOVT 5.75%29/06/01	5,600,000	7,234,416.00
	カナダドル 小計	カナダドル	カナダドル
		21,220,000	24,259,747.40
		(1,769,323,600)	(2,022,777,738)
	オーストラリアドル	オーストラリアドル	オーストラリアドル
	AUST GOVT 6.5%13/05/15	5,520,000	5,707,128.00
	AUST GOVT 6.25%15/04/15	684,000	710,539.20
	AUST GOVT 6%17/02/15	1,500,000	1,550,700.00
	オーストラリアドル 小計	オーストラリアドル	オーストラリアドル
		7,704,000	7,968,367.20
		(633,268,800)	(654,999,783)
	ポンド	ポンド	ポンド
	UK GILT 4.5%13/03/07	3,412,000	3,647,018.56
	UK GILT 3.75%20/09/07	7,890,000	7,972,766.10
	UK GILT 8%21/06/07	2,440,000	3,370,128.00
	UK GILT 5%25/03/07	2,240,000	2,483,622.40
	UK GILT 6%28/12/07	4,380,000	5,405,358.00
	UK GILT 4.75%30/12/07	5,055,000	5,381,704.65
	UK GILT 4.75%38/12/07	8,860,000	9,487,996.80
	UK GILT 4.25%40/12/07	4,150,000	4,077,790.00
	ポンド 小計	ポンド	ポンド
		38,427,000	41,826,384.51
		(4,956,698,730)	(5,395,185,337)
	スイスフラン	スイスフラン	スイスフラン
	SWISS GOVT 2.5% 16/03/12	4,399,000	4,714,848.20
	スイスフラン 小計	スイスフラン	スイスフラン
		4,399,000	4,714,848.20
		(376,466,420)	(403,496,708)
	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル
	SINGAPORE 2.5%12/10/01	11,630,000	12,027,862.30
	SINGAPORE 3.625%14/07/01	7,820,000	8,555,862.00
	シンガポールドル 小計	シンガポールドル	シンガポールドル
		19,450,000	20,583,724.30
		(1,241,688,000)	(1,314,064,959)
	スウェーデンクローネ	スウェーデン クローネ	スウェーデン クローネ
	SWED GOVT 3.75%17/08/12	40,470,000	42,321,502.50
	スウェーデンクローネ 小計	スウェーデン クローネ	スウェーデン クローネ
		40,470,000	42,321,502.50
		(487,258,800)	(509,550,890)
	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ
	NOK GOVT 6.5%13/05/15	13,800,000	15,058,560.00
	NOK GOVT 6.5%13/05/15	47,550,000	51,886,560.00
	ノルウェークローネ 小計	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ
		61,350,000	66,945,120.00
		(850,924,500)	(928,528,814)
	デンマーククローネ	デンマーククローネ	デンマーククローネ
	DEN GOVT 4% 19/11/15	32,050,000	34,662,075.00
	DEN GOVT 7%24/11/10	3,310,000	4,667,100.00
	デンマーククローネ 小計	デンマーククローネ	デンマーククローネ
		35,360,000	39,329,175.00
		(509,184,000)	(566,340,120)
	メキシコペソ	メキシコペソ	メキシコペソ
	MBONO 9.5%14/12/18	36,710,000	41,215,785.40
	MBONO 8%20/06/11	58,310,000	62,152,629.00
	メキシコペソ 小計	メキシコペソ	メキシコペソ
		95,020,000	103,368,414.40
		(645,185,800)	(701,871,533)
	ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	ポーランドズロチ
	POLAND GOVT5%13/10/24	23,090,000	23,040,356.50
	ポーランドズロチ 小計	ポーランドズロチ	ポーランドズロチ
		23,090,000	23,040,356.50
		(635,436,800)	(634,070,610)
	ユーロ	ユーロ	ユーロ

		GER BUNDS 4.25%14/01/04	9,255,000	10,077,769.50	
		GER BUNDS 3.5%16/01/04	7,710,000	8,282,082.00	
		GER BUNDS 3.75%17/01/04	8,880,000	9,647,676.00	
		GER BUNDS 3.25%20/01/04	6,600,000	6,831,660.00	
		GER BUNDS 5.625%28/01/04	2,850,000	3,645,720.00	
		GER BUNDS 4.75%28/07/04	600,000	702,780.00	
		GER BUNDS 5.5%31/01/04	5,100,000	6,565,230.00	
		GER BUNDS 4.75%34/07/04	1,000,000	1,203,300.00	
		GER BUNDS 4%37/01/04	3,310,000	3,611,872.00	
		GER BUNDS 4.25%39/07/04	4,300,000	4,955,750.00	
		IT BTPS 4.25%12/10/15	20,908,000	21,464,361.88	
		IT BTPS 2%12/12/15	24,700,000	24,366,550.00	
		IT BTPS 3.5%14/06/01	15,980,000	16,015,156.00	
		IT BTPS 4.25%19/09/01	1,070,000	1,046,995.00	
		IT BTPS 4.5%20/02/01	12,295,000	12,174,509.00	
		IT BTPS 4.5%20/02/01	12,140,000	12,021,028.00	
		IT BTPS 7.25%26/11/01	5,320,000	6,437,732.00	
		IT BTPS 5% 39/08/01	8,130,000	7,599,111.00	
		FRA BTNS 4.5%12/07/12	1,520,000	1,596,912.00	
		FRA GOVT 4%13/04/25	8,950,000	9,519,220.00	
		FRA GOVT 3.25%16/04/25	1,430,000	1,494,064.00	
		FRA GOVT 5%16/10/25	430,000	487,706.00	
		FRA GOVT 3.75%17/04/25	8,750,000	9,306,500.00	
		FRA GOVT 6%25/10/25	2,500,000	3,167,500.00	
		FRA GOVT 5.75%32/10/25	7,300,000	9,325,020.00	
		FRA GOVT 4.75%35/04/25	627,000	711,124.59	
		FRA GOVT 4.5%41/04/25	850,000	941,120.00	
		NETHER 3.75%14/07/15	8,824,000	9,493,741.60	
		NETHER 3.5%20/07/15	16,854,000	17,406,811.20	
		SPA GOVT2.5%13/10/31	24,290,000	23,233,385.00	
		SPA GOVT 4.3%19/10/31	11,858,000	10,867,857.00	
		ユーロ 小計	ユーロ	ユーロ	
			244,331,000	254,200,243.77	
			(26,202,056,440)	(27,260,434,141)	
国債証券					
合計			64,229,161,290	68,356,867,116	
			(64,229,161,290)	(68,356,867,116)	
合計			64,229,161,290	68,356,867,116	
			(64,229,161,290)	(68,356,867,116)	

（注１）各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額です。

（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

（注３）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 17 銘柄	100.0%	40.9%
カナダドル	国債証券 2 銘柄	100.0%	3.0%
オーストラリアドル	国債証券 3 銘柄	100.0%	1.0%
ポンド	国債証券 8 銘柄	100.0%	7.9%
スイスフラン	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.6%
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	100.0%	1.9%
スウェーデンクローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.7%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	1.4%
デンマーククローネ	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.8%
メキシコペソ	国債証券 2 銘柄	100.0%	1.0%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.9%
ユーロ	国債証券 30 銘柄	100.0%	39.9%

第２信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田T O P I Xマザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田T O P I Xマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成22年7月12日現在)	(平成23年1月11日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	122,596,584	43,848,089
株式※1	4,929,458,020	4,699,764,980
派生商品評価勘定	715,141	967,870
未収入金	—	23,267,114
未収配当金	3,688,875	4,184,775
未収利息	191	72
流動資産合計	5,056,458,811	4,772,032,900
資産合計	5,056,458,811	4,772,032,900
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	278,742	—
前受金	756,000	1,000,000
未払解約金	—	28,520,000
流動負債合計	1,034,742	29,520,000
負債合計	1,034,742	29,520,000
純資産の部		
元本等		
元本	4,382,079,976	3,767,876,474
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	673,344,093	974,636,426
元本等合計	5,055,424,069	4,742,512,900
純資産合計	5,055,424,069	4,742,512,900
負債純資産合計	5,056,458,811	4,772,032,900

(注) 明治安田T O P I Xマザーファンドの計算期間は、毎年3月11日から翌年3月10日までであり、開示対象ファンドの特定期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成22年7月12日・平成23年1月11日現在における明治安田T O P I Xマザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日)	(自 平成22年7月13日 至 平成23年1月11日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所における最 終相場（最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額）、または金 融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。	同左
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて 時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年7月12日現在)	(平成23年1月11日現在)
1. ※1 差入委託証 託証拠金代 用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価 証券として以下のとおり差入を行って おります。 株式 52,125,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価 証券として以下のとおり差入を行って おります。 株式 56,000,000円
2. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	4,382,079,976口	3,767,876,474口
3. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	1.1537円	1.2587円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成22年 1 月13日 至 平成22年 7 月12日）	（自 平成22年 7 月13日 至 平成23年 1 月11日）
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数先物取引に係る価格変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。	同左

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成22年 7 月12日現在）	（平成23年 1 月11日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成22年7月12日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△372,773,039
合計	△372,773,039

売買目的有価証券

(平成23年1月11日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	36,347,748
合計	36,347,748

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成22年7月12日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(株式関連)

区分	種類	(平成22年7月12日現在)			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	119,714,000 (119,753,601)	— (—)	120,190,000	476,000 (436,399)
合計		119,714,000 (119,753,601)	— (—)	120,190,000	476,000 (436,399)

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。なお、() 内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表しております。

（平成23年1月11日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（株式関連）

区分	種類	（平成23年1月11日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	36,100,000 (36,112,130)	— (—)	37,080,000	980,000 (967,870)
合計		36,100,000 (36,112,130)	— (—)	37,080,000	980,000 (967,870)

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。なお、（）内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表しております。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成22年7月12日現在）		（平成23年1月11日現在）	
1．期首元本額 （注1）		4,630,546,486円		4,630,546,486円
期中追加設定元本額		131,341,317円		291,381,224円
期中一部解約元本額		379,807,827円		1,154,051,236円
平成22年7月12日・平成23年1月11日現在における元本の内訳（注2）				
	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	3,233,962,331円	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	2,541,173,379円
	MDAM資産形成サポートファンド（隔月決算型）	21,885,424円	明治安田資産形成サポートファンド（隔月決算型）	15,230,752円
	MDAM資産形成サポートファンド（1年決算型）	6,765,124円	明治安田資産形成サポートファンド（1年決算型）	5,650,909円
	MDAM・TOPIXオープン	120,731,842円	明治安田TOPIXオープン	123,073,320円
	MDAM・DC・TOPIXオープン	913,876,753円	明治安田DC・TOPIXオープン	1,000,991,616円
	MDAM・VA・TOPIXオープン（適格機関投資家私募）	84,858,502円	明治安田VA・TOPIXオープン（適格機関投資家私募）	81,756,498円
	合計	4,382,079,976円	合計	3,767,876,474円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

[次へ](#)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価 (円)	金額 (円)	
極洋	4,000	182	728,000	
日本水産	5,700	256	1,459,200	
マルハニチロホールディングス	11,000	141	1,551,000	
ハウスイ	3,000	109	327,000	
サカタのタネ	400	1,134	453,600	
ホクト	600	1,919	1,151,400	
ショーボンドホールディングス	500	1,746	873,000	
ミライト・ホールディングス	1,100	603	663,300	
国際石油開発帝石	43	486,000	20,898,000	
石油資源開発	700	3,235	2,264,500	
東急建設	2,740	248	679,520	
コムシスホールディングス	2,400	886	2,126,400	
高松コンストラクショングループ	600	1,117	670,200	
大成建設	22,000	204	4,488,000	
大林組	13,000	399	5,187,000	
清水建設	13,000	367	4,771,000	
長谷工コーポレーション	26,500	77	2,040,500	
鹿島建設	21,000	230	4,830,000	
西松建設	8,000	114	912,000	
前田建設工業	4,000	284	1,136,000	
奥村組	4,000	322	1,288,000	
戸田建設	5,000	323	1,615,000	
大東建託	1,700	5,650	9,605,000	
前田道路	2,000	663	1,326,000	
東亜建設工業	6,000	99	594,000	
五洋建設	6,500	131	851,500	
住友林業	3,200	745	2,384,000	
パナホーム	2,000	550	1,100,000	
大和ハウス工業	11,000	1,018	11,198,000	
積水ハウス	13,000	839	10,907,000	
ユアテック	2,000	335	670,000	
中電工	800	1,008	806,400	
関電工	2,000	542	1,084,000	
きんでん	3,000	775	2,325,000	
東京エネシス	1,000	537	537,000	
日本電設工業	1,000	798	798,000	
協和エクシオ	1,900	841	1,597,900	
九電工	1,000	523	523,000	
三機工業	1,000	575	575,000	
日揮	4,000	1,904	7,616,000	
中外炉工業	2,000	314	628,000	
太平電業	1,000	691	691,000	
高砂熱学工業	1,600	688	1,100,800	
大気社	800	1,457	1,165,600	
日比谷総合設備	1,000	777	777,000	
東芝プラントシステム	1,000	1,183	1,183,000	
日本製粉	3,000	411	1,233,000	
日清製粉グループ本社	4,000	1,050	4,200,000	
昭和産業	3,000	242	726,000	
東洋精糖	4,000	110	440,000	
日本甜菜製糖	3,000	198	594,000	
三井製糖	3,000	313	939,000	
日本M&Aセンター	2	362,000	724,000	
アコーディア・ゴルフ	15	75,500	1,132,500	
テンプホールディングス	1,000	758	758,000	
森永製菓	6,000	195	1,170,000	
中村屋	2,000	398	796,000	
江崎グリコ	2,000	953	1,906,000	
山崎製パン	3,000	980	2,940,000	

森永乳業	4,000	344	1,376,000	
ヤクルト本社	2,100	2,432	5,107,200	
明治ホールディングス	1,300	3,705	4,816,500	
雪印メグミルク	1,000	1,518	1,518,000	
日本ハム	3,000	1,085	3,255,000	
伊藤ハム	3,000	297	891,000	
米久	500	675	337,500	
S Foods	1,000	713	713,000	
NECフィールドینگ	800	1,051	840,800	
総合警備保障	1,800	987	1,776,600	
カカクコム	3	515,000	1,545,000	
エムスリー	2	424,500	849,000	
ディー・エヌ・エー	1,600	2,957	4,731,200	
博報堂DYホールディングス	580	4,835	2,804,300	
PGMホールディングス	16	54,900	878,400	
サッポロホールディングス	7,000	387	2,709,000	
アサヒビール	7,800	1,572	12,261,600	
麒麟ホールディングス	17,000	1,144	19,448,000	
宝ホールディングス	4,000	485	1,940,000	
コカ・コーラウエスト	1,300	1,504	1,955,200	
ダイドードリンコ	300	3,140	942,000	
伊藤園	1,100	1,380	1,518,000	
キーコーヒー	400	1,460	584,000	
ジャパンフーズ	600	819	491,400	
日清オイリオグループ	2,000	406	812,000	
不二製油	1,200	1,165	1,398,000	
J-オイルミルズ	3,000	255	765,000	
ローソン	1,200	4,030	4,836,000	
カワチ薬品	500	1,725	862,500	
エービーシー・マート	500	2,975	1,487,500	
アスクル	400	1,627	650,800	
ポイント	360	3,600	1,296,000	
エディオン	1,900	748	1,421,200	
サーラコーポレーション	1,000	462	462,000	
双日	25,500	191	4,870,500	
アルフレッサ ホールディングス	1,000	3,685	3,685,000	
キッコーマン	4,000	927	3,708,000	
味の素	11,000	870	9,570,000	
キュービー	2,100	1,042	2,188,200	
ハウス食品	1,600	1,326	2,121,600	
カゴメ	1,400	1,506	2,108,400	
アリアケジャパン	300	1,415	424,500	
ニチレイ	6,000	377	2,262,000	
東洋水産	2,000	1,816	3,632,000	
日清食品ホールディングス	1,400	2,926	4,096,400	
ロック・ワールド	500	1,299	649,500	
日本たばこ産業	88	308,000	27,104,000	
片倉工業	800	806	644,800	
グンゼ	3,000	365	1,095,000	
昭栄	1,100	756	831,600	
山下医科器械	300	1,119	335,700	
DCMホールディングス	2,400	503	1,207,200	
J. フロント リテイリング	9,000	445	4,005,000	
ドトール・日レスホールディングス	900	1,114	1,002,600	
マツモトキヨシホールディングス	800	1,764	1,411,200	
ココカラファイン	400	1,740	696,000	
三越伊勢丹ホールディングス	7,400	947	7,007,800	
東洋紡績	16,000	156	2,496,000	
ユニチカ	16,000	77	1,232,000	
日清紡ホールディングス	3,000	935	2,805,000	
倉敷紡績	7,000	157	1,099,000	
ダイワボウホールディングス	5,000	224	1,120,000	
シキボウ	4,000	121	484,000	
日東紡績	5,000	213	1,065,000	
トヨタ紡織	1,400	1,509	2,112,600	
日本毛織	2,000	692	1,384,000	

ダイドーリミテッド	1,100	731	804,100	
野村不動産ホールディングス	1,700	1,595	2,711,500	
日本コークス工業	5,000	170	850,000	
J F E商事ホールディングス	3,000	417	1,251,000	
サークルKサンクス	900	1,361	1,224,900	
セブン&アイ・ホールディングス	15,400	2,155	33,187,000	
ツルハホールディングス	400	3,915	1,566,000	
帝人	16,000	378	6,048,000	
東レ	30,000	515	15,450,000	
クラレ	5,900	1,208	7,127,200	
旭化成	23,000	548	12,604,000	
三協・立山ホールディングス	7,000	109	763,000	
SUMCO	2,600	1,211	3,148,600	
アツギ	8,000	110	880,000	
ダイニック	4,000	170	680,000	
セーレン	1,300	668	868,400	
ワコールホールディングス	2,000	1,158	2,316,000	
ホギメディカル	200	4,040	808,000	
I Tホールディングス	1,600	1,102	1,763,200	
コーエーテクモホールディングス	1,000	627	627,000	
特種東海製紙	3,000	200	600,000	
ダウンゴ	3	180,200	540,600	
インターネットイニシアティブ	4	249,500	998,000	
ソネットエンタテインメント	3	253,400	760,200	
王子製紙	18,000	393	7,074,000	
三菱製紙	10,000	99	990,000	
北越紀州製紙	3,500	478	1,673,000	
大王製紙	2,000	591	1,182,000	
日本製紙グループ本社	2,000	2,150	4,300,000	
レンゴー	3,000	557	1,671,000	
昭和電工	28,000	193	5,404,000	
住友化学	27,000	424	11,448,000	
日産化学工業	2,800	1,079	3,021,200	
クレハ	3,000	496	1,488,000	
片倉チッカリン	1,000	256	256,000	
日本曹達	3,000	400	1,200,000	
東ソー	11,000	269	2,959,000	
トクヤマ	6,000	440	2,640,000	
セントラル硝子	4,000	403	1,612,000	
東亜合成	5,000	397	1,985,000	
ダイソー	3,000	254	762,000	
関東電化工業	1,000	693	693,000	
電気化学工業	9,000	392	3,528,000	
イビデン	2,300	2,775	6,382,500	
信越化学工業	6,600	4,700	31,020,000	
エア・ウォーター	3,000	1,069	3,207,000	
大陽日酸	5,000	726	3,630,000	
日本パーカライジング	1,000	1,252	1,252,000	
戸田工業	1,000	892	892,000	
ステラ ケミファ	200	3,905	781,000	
保土谷化学工業	2,000	364	728,000	
日本触媒	3,000	866	2,598,000	
大日精化工業	3,000	464	1,392,000	
カネカ	5,000	582	2,910,000	
協和発酵キリン	5,000	845	4,225,000	
三菱瓦斯化学	6,000	576	3,456,000	
三井化学	18,000	304	5,472,000	
J S R	3,300	1,650	5,445,000	
東京応化工業	900	1,835	1,651,500	
三菱ケミカルホールディングス	22,500	588	13,230,000	
日本合成化学工業	1,000	567	567,000	
ダイセル化学工業	5,000	626	3,130,000	
住友ベークライト	4,000	511	2,044,000	
積水化学工業	8,000	617	4,936,000	
日本ゼオン	4,000	723	2,892,000	
アイカ工業	1,500	984	1,476,000	

宇部興産	18,000	242	4,356,000
積水樹脂	1,000	841	841,000
旭有機材工業	2,000	223	446,000
日立化成工業	1,800	1,764	3,175,200
リケンテクノス	2,000	295	590,000
日本化薬	3,000	890	2,670,000
野村総合研究所	2,200	1,883	4,142,600
電通	3,700	2,578	9,538,600
A D E K A	1,900	925	1,757,500
日油	4,000	423	1,692,000
花王	10,600	2,197	23,288,200
三洋化成工業	2,000	712	1,424,000
武田薬品工業	14,600	3,975	58,035,000
アステラス製薬	8,700	3,125	27,187,500
大日本住友製薬	3,000	753	2,259,000
塩野義製薬	5,800	1,597	9,262,600
田辺三菱製薬	3,300	1,379	4,550,700
日本新薬	1,000	1,147	1,147,000
中外製薬	4,000	1,496	5,984,000
科研製薬	2,000	1,004	2,008,000
エーザイ	4,800	2,938	14,102,400
ロート製薬	2,000	959	1,918,000
小野薬品工業	2,000	3,870	7,740,000
久光製薬	1,200	3,370	4,044,000
持田製薬	2,000	880	1,760,000
大正製薬	3,000	1,818	5,454,000
参天製薬	1,200	2,924	3,508,800
ツムラ	1,100	2,611	2,872,100
テルモ	3,000	4,610	13,830,000
みらかホールディングス	900	3,260	2,934,000
キッセイ薬品工業	900	1,607	1,446,300
生化学工業	1,200	898	1,077,600
鳥居薬品	500	1,786	893,000
東和薬品	300	4,475	1,342,500
沢井製薬	300	6,700	2,010,000
ゼリア新薬工業	1,000	996	996,000
第一三共	13,100	1,782	23,344,200
キョーリン製薬ホールディングス	1,000	1,433	1,433,000
日本ペイント	4,000	650	2,600,000
関西ペイント	4,000	828	3,312,000
中国塗料	2,000	713	1,426,000
太陽ホールディングス	400	2,692	1,076,800
D I C	16,000	182	2,912,000
サカタインクス	2,000	430	860,000
東洋インキ製造	4,000	432	1,728,000
オリエンタルランド	1,100	7,600	8,360,000
ダスキン	1,300	1,542	2,004,600
パーク24	2,200	849	1,867,800
フジ・メディア・ホールディングス	41	129,400	5,305,400
ラウンドワン	1,100	529	581,900
リゾートトラスト	1,000	1,386	1,386,000
オービック	150	17,770	2,665,500
ティーディーシーソフトウェアエンジニアリング	800	765	612,000
ヤフー	224	30,450	6,820,800
トレンドマイクロ	1,700	2,718	4,620,600
もしもしホットライン	450	2,072	932,400
日本オラクル	600	3,995	2,397,000
ソフトバンク・テクノロジー	700	686	480,200
ユー・エス・エス	540	6,620	3,574,800
オービックビジネスコンサルタント	150	4,760	714,000
伊藤忠テクノソリューションズ	600	3,125	1,875,000
カルチュア・コンビニエンス・クラブ	2,000	480	960,000
大塚商会	300	5,600	1,680,000
富士フイルムホールディングス	8,400	3,030	25,452,000
コニカミノルタホールディングス	10,000	870	8,700,000
資生堂	6,600	1,767	11,662,200

ライオン	4,000	444	1,776,000
高砂香料工業	2,000	530	1,060,000
マンダム	500	2,191	1,095,500
ファンケル	900	1,204	1,083,600
コーセー	800	2,070	1,656,000
ユニシ	700	995	696,500
小林製薬	600	3,810	2,286,000
日本高純度化学	2	269,700	539,400
荏原ユージライト	300	1,788	536,400
アース製薬	200	2,798	559,600
日本農薬	1,000	437	437,000
昭和シェル石油	3,600	773	2,782,800
コスモ石油	12,000	280	3,360,000
東燃ゼネラル石油	6,000	933	5,598,000
ビーピー・カストロール	2,000	336	672,000
AOCホールディングス	1,500	525	787,500
出光興産	500	9,000	4,500,000
JXホールディングス	44,300	576	25,516,800
横浜ゴム	5,000	443	2,215,000
東洋ゴム工業	5,000	210	1,050,000
ブリヂストン	12,300	1,673	20,577,900
住友ゴム工業	2,900	885	2,566,500
オカモト	2,000	340	680,000
アキレス	7,000	125	875,000
ニッタ	600	1,672	1,003,200
クリエートメディック	400	858	343,200
東海ゴム工業	800	1,176	940,800
三ツ星ベルト	2,000	494	988,000
バンドー化学	3,000	351	1,053,000
旭硝子	20,000	964	19,280,000
日本板硝子	18,000	226	4,068,000
日本電気硝子	8,000	1,154	9,232,000
住友大阪セメント	9,000	192	1,728,000
太平洋セメント	19,000	111	2,109,000
東海カーボン	4,000	530	2,120,000
日本カーボン	3,000	270	810,000
東洋炭素	200	4,990	998,000
ノリタケカンパニーリミテド	3,000	299	897,000
TOTO	6,000	592	3,552,000
日本碍子	5,000	1,426	7,130,000
日本特殊陶業	4,000	1,325	5,300,000
ダントーホールディングス	3,000	85	255,000
黒崎播磨	1,000	356	356,000
フジミインコーポレーテッド	500	1,311	655,500
ニチアス	3,000	470	1,410,000
新日本製鐵	103,000	303	31,209,000
住友金属工業	72,000	201	14,472,000
神戸製鋼所	56,000	216	12,096,000
日新製鋼	17,000	181	3,077,000
中山製鋼所	4,000	121	484,000
合同製鐵	3,000	198	594,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	9,300	2,907	27,035,100
東京製鐵	2,200	971	2,136,200
共英製鋼	500	1,409	704,500
大和工業	1,000	2,568	2,568,000
淀川製鋼所	3,000	387	1,161,000
丸一銅管	1,300	1,785	2,320,500
大同特殊鋼	7,000	512	3,584,000
日本金属工業	5,000	116	580,000
日本冶金工業	2,500	260	650,000
山陽特殊製鋼	2,000	521	1,042,000
愛知製鋼	3,000	633	1,899,000
日立金属	3,000	1,005	3,015,000
大平洋金属	3,000	699	2,097,000
日本電工	2,000	664	1,328,000
日本製鋼所	6,000	904	5,424,000

三菱製鋼	4,000	265	1,060,000	
日本軽金属	11,000	161	1,771,000	
三井金属鉱業	13,000	274	3,562,000	
東邦亜鉛	3,000	442	1,326,000	
三菱マテリアル	25,000	271	6,775,000	
住友金属鉱山	11,000	1,410	15,510,000	
DOWAホールディングス	5,000	545	2,725,000	
古河機械金属	10,000	105	1,050,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	500	3,935	1,967,500	
東邦チタニウム	700	1,986	1,390,200	
住友軽金属工業	11,000	103	1,133,000	
古河電気工業	13,000	381	4,953,000	
住友電気工業	14,000	1,190	16,660,000	
フジクラ	6,000	437	2,622,000	
昭和電線ホールディングス	8,000	102	816,000	
日立電線	4,000	236	944,000	
リョービ	3,000	365	1,095,000	
アサヒホールディングス	700	1,715	1,200,500	
東洋製罐	2,900	1,597	4,631,300	
横河ブリッジホールディングス	1,000	551	551,000	
駒井ハルテック	1,000	202	202,000	
三和ホールディングス	5,000	273	1,365,000	
住生活グループ	4,800	1,783	8,558,400	
ノーリツ	900	1,439	1,295,100	
長府製作所	600	1,893	1,135,800	
リンナイ	600	5,110	3,066,000	
ユニプレス	700	1,670	1,169,000	
東プレ	1,100	652	717,200	
高周波熱錬	900	711	639,900	
東京製綱	4,000	291	1,164,000	
日本発條	3,000	927	2,781,000	
三浦工業	700	2,251	1,575,700	
ツガミ	1,000	632	632,000	
オークマ	3,000	672	2,016,000	
東芝機械	3,000	438	1,314,000	
アマダ	6,000	690	4,140,000	
牧野フライス製作所	2,000	712	1,424,000	
オーエスジー	2,000	978	1,956,000	
旭ダイヤモンド工業	1,000	1,608	1,608,000	
森精機製作所	2,200	996	2,191,200	
ディスコ	400	5,070	2,028,000	
豊田自動織機	3,300	2,696	8,896,800	
島精機製作所	600	2,196	1,317,600	
日阪製作所	1,000	1,135	1,135,000	
ナブテスコ	1,500	1,831	2,746,500	
三井海洋開発	400	1,550	620,000	
SMC	1,200	14,750	17,700,000	
新川	500	971	485,500	
ホソカワミクロン	2,000	350	700,000	
ユニオンツール	300	2,398	719,400	
オイレス工業	600	1,608	964,800	
サトー	700	1,113	779,100	
日本エアーテック	700	413	289,100	
小松製作所	18,700	2,583	48,302,100	
住友重機械工業	10,000	549	5,490,000	
日立建機	1,800	2,071	3,727,800	
井関農機	5,000	230	1,150,000	
TOWA	800	678	542,400	
クボタ	17,000	815	13,855,000	
東洋エンジニアリング	3,000	320	960,000	
月島機械	1,000	605	605,000	
新東工業	1,300	812	1,055,600	
アイチ コーポレーション	1,500	356	534,000	
小森コーポレーション	1,200	1,012	1,214,400	
荏原製作所	7,000	408	2,856,000	
西島製作所	500	1,753	876,500	

千代田化工建設	3,000	772	2,316,000
ダイキン工業	4,100	2,958	12,127,800
オルガノ	1,000	635	635,000
トーヨーカネツ	4,000	157	628,000
栗田工業	2,200	2,621	5,766,200
椿本チエイン	3,000	453	1,359,000
日機装	2,000	695	1,390,000
新興プランテック	1,100	802	882,200
ダイフク	2,000	605	1,210,000
タダノ	2,000	471	942,000
フジテック	2,000	421	842,000
シーケーディ	1,600	783	1,252,800
平和	1,200	1,221	1,465,200
理想科学工業	500	1,467	733,500
SANKYO	1,200	4,615	5,538,000
アマノ	1,300	819	1,064,700
サンデン	3,000	362	1,086,000
ブラザー工業	5,100	1,253	6,390,300
マックス	1,000	997	997,000
グローリー	1,200	2,015	2,418,000
セガサミーホールディングス	4,100	1,635	6,703,500
リケン	2,000	387	774,000
帝国ピストンリング	600	928	556,800
ホシザキ電機	900	1,575	1,417,500
日本精工	9,000	772	6,948,000
NTN	9,000	458	4,122,000
ジェイテクト	3,900	1,062	4,141,800
不二越	5,000	301	1,505,000
ミネベア	6,000	532	3,192,000
日本トムソン	2,000	687	1,374,000
THK	2,600	2,086	5,423,600
キッツ	2,100	412	865,200
日立製作所	85,000	457	38,845,000
東芝	74,000	480	35,520,000
三菱電機	38,000	897	34,086,000
富士電機ホールディングス	12,000	266	3,192,000
東洋電機製造	1,000	485	485,000
安川電機	4,000	816	3,264,000
シンフォニアテクノロジー	4,000	311	1,244,000
明電舎	4,000	421	1,684,000
日立工機	1,100	781	859,100
マキタ	2,500	3,385	8,462,500
東芝テック	3,000	421	1,263,000
マブチモーター	500	4,285	2,142,500
日本電産	1,900	8,720	16,568,000
高岳製作所	2,000	510	1,020,000
ダイヘン	3,000	392	1,176,000
日新電機	1,000	545	545,000
大崎電気工業	1,000	789	789,000
オムロン	4,200	2,240	9,408,000
日東工業	800	1,021	816,800
I D E C	800	797	637,600
エルピーダメモリ	3,600	1,001	3,603,600
ジーエス・ユアサ コーポレーション	8,000	591	4,728,000
テクノメディカ	1	292,600	292,600
日本電気	49,000	254	12,446,000
富士通	36,000	552	19,872,000
沖電気工業	17,000	73	1,241,000
電気興業	2,000	415	830,000
サンケン電気	3,000	406	1,218,000
ナカヨ通信機	3,000	210	630,000
アイホン	500	1,347	673,500
ルネサスエレクトロニクス	1,200	957	1,148,400
セイコーエプソン	2,600	1,528	3,972,800
ワコム	9	141,400	1,272,600
アルバック	800	2,264	1,811,200

ナナオ	500	1,918	959,000	
日本信号	1,400	674	943,600	
日本無線	3,000	263	789,000	
パナソニック	37,200	1,182	43,970,400	
シャープ	17,000	888	15,096,000	
アンリツ	2,000	694	1,388,000	
日立国際電気	1,000	836	836,000	
ソニー	19,900	3,010	59,899,000	
TDK	2,200	6,080	13,376,000	
三洋電機	29,000	134	3,886,000	
ミツミ電機	1,500	1,556	2,334,000	
アルプス電気	3,300	1,001	3,303,300	
パイオニア	4,900	382	1,871,800	
日本電波工業	400	1,678	671,200	
フォスター電機	500	2,600	1,300,000	
SMK	1,000	497	497,000	
ホシデン	1,300	1,000	1,300,000	
ヒロセ電機	600	9,410	5,646,000	
ユニデン	2,000	286	572,000	
アルパイン	1,000	1,255	1,255,000	
船井電機	400	3,050	1,220,000	
横河電機	4,000	674	2,696,000	
新電元工業	1,000	436	436,000	
山武	1,100	2,016	2,217,600	
日本光電工業	800	1,759	1,407,200	
共和電業	2,000	275	550,000	
堀場製作所	700	2,382	1,667,400	
アドバンテスト	2,700	1,878	5,070,600	
小野測器	1,000	278	278,000	
エスベック	800	709	567,200	
キーエンス	800	23,800	19,040,000	
日置電機	300	1,714	514,200	
シスメックス	700	5,680	3,976,000	
メガチップス	500	1,736	868,000	
デンソー	8,300	3,000	24,900,000	
コーセル	700	1,245	871,500	
日立メディコ	1,000	773	773,000	
スタンレー電気	2,600	1,587	4,126,200	
ウシオ電機	2,300	1,664	3,827,200	
日本電子	2,000	316	632,000	
カシオ計算機	3,900	711	2,772,900	
ファナック	3,900	12,980	50,622,000	
日本シイエムケイ	1,200	490	588,000	
ローム	1,900	5,550	10,545,000	
浜松ホトニクス	1,500	3,070	4,605,000	
新光電気工業	1,200	950	1,140,000	
京セラ	3,200	8,590	27,488,000	
太陽誘電	2,000	1,365	2,730,000	
村田製作所	4,000	6,140	24,560,000	
双葉電子工業	600	1,702	1,021,200	
日東電工	3,300	4,180	13,794,000	
パナソニック電工	4,000	1,083	4,332,000	
東海理化電機製作所	1,000	1,662	1,662,000	
ニチコン	1,400	1,233	1,726,200	
日本ケミコン	3,000	435	1,305,000	
KOA	600	1,015	609,000	
三井造船	16,000	235	3,760,000	
日立造船	17,500	127	2,222,500	
佐世保重工業	4,000	186	744,000	
三菱重工業	63,000	320	20,160,000	
川崎重工業	29,000	291	8,439,000	
IHI	28,000	188	5,264,000	
日本車輛製造	2,000	458	916,000	

[次へ](#)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日産自動車	47,500	855	40,612,500	
いすゞ自動車	23,000	409	9,407,000	
トヨタ自動車	48,300	3,455	166,876,500	※
日野自動車	5,000	480	2,400,000	
三菱自動車工業	79,000	121	9,559,000	
武蔵精密工業	500	2,140	1,070,000	
トヨタ車体	900	1,583	1,424,700	
日産車体	2,000	730	1,460,000	
関東自動車工業	1,100	766	842,600	
新明和工業	3,000	367	1,101,000	
極東開発工業	1,500	357	535,500	
日信工業	900	1,578	1,420,200	
トビー工業	4,000	236	944,000	
曙ブレーキ工業	2,200	545	1,199,000	
タチエス	800	1,453	1,162,400	
NOK	2,000	1,805	3,610,000	
カヤバ工業	3,000	666	1,998,000	
プレス工業	2,000	431	862,000	
カルソニックカンセイ	3,000	364	1,092,000	
ケーヒン	900	1,945	1,750,500	
アイシン精機	3,100	3,060	9,486,000	
マツダ	27,000	255	6,885,000	
ダイハツ工業	4,000	1,287	5,148,000	
本田技研工業	31,700	3,265	103,500,500	
スズキ	7,900	2,121	16,755,900	
富士重工業	12,000	695	8,340,000	
ヤマハ発動機	5,400	1,396	7,538,400	
ショーワ	1,200	637	764,400	
小糸製作所	2,000	1,399	2,798,000	
エクセディ	500	2,822	1,411,000	
ミツバ	1,000	752	752,000	
豊田合成	1,100	2,070	2,277,000	
エフ・シー・シー	700	2,070	1,449,000	
シマノ	1,600	4,140	6,624,000	
タカタ	700	2,635	1,844,500	
テイ・エス テック	900	1,751	1,575,900	
カップ・クリエイト	400	1,987	794,800	
エコートレーディング	600	845	507,000	
ライトオン	500	483	241,500	
菱食	500	1,818	909,000	
良品計画	500	3,790	1,895,000	
松田産業	400	1,440	576,000	
メディopalホールディングス	3,500	916	3,206,000	
アズワン	500	1,731	865,500	
高速	900	731	657,900	
コーナン商事	700	1,062	743,400	
黒田電気	800	1,196	956,800	
ネットワンシステムズ	11	126,200	1,388,200	
エコス	900	445	400,500	
ワタミ	700	1,688	1,181,600	
ドン・キホーテ	700	2,568	1,797,600	
西松屋チェーン	1,300	792	1,029,600	
ゼンショー	1,900	834	1,584,600	
サイゼリヤ	700	1,686	1,180,200	
ガリバーインターナショナル	130	3,950	513,500	
コロワイド	1,000	469	469,000	
スギホールディングス	700	1,965	1,375,500	
島津製作所	5,000	651	3,255,000	
スター精密	1,000	871	871,000	
東京計器	3,000	131	393,000	
東京精密	1,000	1,364	1,364,000	
ニコン	6,700	1,829	12,254,300	
トプコン	1,300	506	657,800	

オリンパス	4,500	2,519	11,335,500
大日本スクリーン製造	5,000	636	3,180,000
キヤノン電子	500	2,297	1,148,500
タムロン	600	1,761	1,056,600
HOYA	8,600	2,035	17,501,000
キヤノン	23,400	4,155	97,227,000
リコー	12,000	1,178	14,136,000
日本電産サンキョー	1,000	742	742,000
シチズンホールディングス	4,600	579	2,663,400
バンダイナムコホールディングス	4,100	898	3,681,800
フランスベッドホールディングス	5,000	119	595,000
パイロットコーポレーション	5	150,000	750,000
エイベックス・グループ・ホールディングス	1,000	1,217	1,217,000
トッパン・フォームズ	1,200	846	1,015,200
フジシールインターナショナル	500	1,894	947,000
タカラトミー	1,800	682	1,227,600
レック	400	1,598	639,200
プロネクス	1,300	444	577,200
凸版印刷	11,000	764	8,404,000
大日本印刷	12,000	1,142	13,704,000
日本写真印刷	700	2,251	1,575,700
藤森工業	700	1,260	882,000
アシックス	4,000	1,045	4,180,000
ニチハ	600	714	428,400
ローランド	600	1,067	640,200
エフピコ	200	4,565	913,000
ヤマハ	3,200	1,064	3,404,800
ピジョン	300	2,719	815,700
リンテック	900	2,224	2,001,600
イトーキ	2,500	233	582,500
任天堂	2,200	24,040	52,888,000
三菱鉛筆	400	1,384	553,600
タカラスタANDARD	2,000	550	1,100,000
コクヨ	2,300	709	1,630,700
ニフコ	900	2,250	2,025,000
岡村製作所	2,000	516	1,032,000
日本バルカー工業	3,000	265	795,000
伊藤忠商事	26,000	882	22,932,000
丸紅	33,000	611	20,163,000
三陽商会	3,000	325	975,000
長瀬産業	2,000	1,066	2,132,000
豊田通商	4,300	1,521	6,540,300
オンワードホールディングス	3,000	748	2,244,000
兼松	16,000	84	1,344,000
美津濃	3,000	411	1,233,000
ファミリーマート	1,200	3,065	3,678,000
三井物産	31,900	1,430	45,617,000
東京エレクトロン	3,000	5,330	15,990,000
日立ハイテクノロジーズ	1,200	1,946	2,335,200
東都水産	2,000	137	274,000
セイコーホールディングス	3,000	313	939,000
山善	2,400	442	1,060,800
住友商事	20,500	1,225	25,112,500
日本ユニシス	1,500	663	994,500
三菱商事	29,100	2,382	69,316,200
第一実業	2,000	349	698,000
キヤノンマーケティングジャパン	1,400	1,210	1,694,000
ユアサ商事	9,000	98	882,000
阪和興業	4,000	414	1,656,000
ニプロ	700	1,684	1,178,800
岩谷産業	5,000	253	1,265,000
すてきなグループ	3,000	185	555,000
昭光通商	5,000	136	680,000
極東貿易	4,000	159	636,000
三愛石油	2,000	412	824,000
東京スタイル	2,000	655	1,310,000

ユニ・チャーム	2,200	3,270	7,194,000
デサント	2,000	451	902,000
東邦ホールディングス	1,400	1,167	1,633,800
サンゲツ	500	1,939	969,500
伊藤忠エネクス	1,900	458	870,200
ザ・トーカイ	2,000	342	684,000
サンリオ	1,200	1,958	2,349,600
リョーサン	700	2,214	1,549,800
三信電気	800	701	560,800
東陽テクニカ	700	879	615,300
モスフードサービス	400	1,519	607,600
加賀電子	600	1,080	648,000
三益半導体工業	600	972	583,200
立花エレテック	1,100	741	815,100
木曽路	500	1,717	858,500
千趣会	1,400	501	701,400
ケーヨー	1,500	422	633,000
ユニハアー	600	1,068	640,800
上新電機	1,000	802	802,000
日本瓦斯	600	1,145	687,000
ベスト電器	2,000	275	550,000
ロイヤルホールディングス	900	852	766,800
島忠	800	1,901	1,520,800
チヨダ	700	1,150	805,000
カスミ	1,000	458	458,000
リンガーハット	600	1,066	639,600
AOKIホールディングス	600	1,391	834,600
オークワ	1,000	860	860,000
コメリ	600	1,955	1,173,000
青山商事	1,100	1,469	1,615,900
しまむら	400	7,600	3,040,000
高島屋	5,000	702	3,510,000
松屋	1,000	589	589,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	3,000	604	1,812,000
ニッセンホールディングス	1,700	410	697,000
パルコ	1,400	749	1,048,600
丸井グループ	5,100	696	3,549,600
クレディセゾン	3,000	1,433	4,299,000
セディナ	3,300	164	541,200
ダイエー	2,050	320	656,000
イズミヤ	2,000	343	686,000
イオン	13,200	1,051	13,873,200
ユニー	3,200	851	2,723,200
イズミ	1,400	1,265	1,771,000
平和堂	1,100	1,081	1,189,100
フジ	600	1,689	1,013,400
ヤオコー	300	2,525	757,500
ゼビオ	600	1,786	1,071,600
ケーズホールディングス	900	2,238	2,014,200
新生銀行	22,000	100	2,200,000
あおぞら銀行	16,000	170	2,720,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	281,000	442	124,202,000
りそなホールディングス	11,100	485	5,383,500
中央三井トラスト・ホールディングス	23,000	337	7,751,000
三井住友フィナンシャルグループ	28,100	2,922	82,108,200
第四銀行	5,000	269	1,345,000
北越銀行	5,000	171	855,000
西日本シティ銀行	14,000	254	3,556,000
札幌北洋ホールディングス	5,500	404	2,222,000
千葉銀行	14,000	530	7,420,000
横浜銀行	25,000	429	10,725,000
常陽銀行	13,000	360	4,680,000
群馬銀行	8,000	462	3,696,000
武蔵野銀行	600	2,348	1,408,800
千葉興業銀行	1,100	498	547,800
筑波銀行	1,800	289	520,200

東京都民銀行	900	1,239	1,115,100	
七十七銀行	6,000	441	2,646,000	
青森銀行	3,000	230	690,000	
秋田銀行	3,000	256	768,000	
山形銀行	2,000	386	772,000	
岩手銀行	300	3,985	1,195,500	
東邦銀行	4,000	262	1,048,000	
東北銀行	5,000	136	680,000	
みちのく銀行	3,000	163	489,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	15,000	358	5,370,000	
静岡銀行	11,000	749	8,239,000	
十六銀行	5,000	273	1,365,000	
スルガ銀行	4,000	766	3,064,000	
八十二銀行	6,000	465	2,790,000	
山梨中央銀行	3,000	384	1,152,000	
大垣共立銀行	5,000	269	1,345,000	
福井銀行	3,000	257	771,000	
北國銀行	4,000	284	1,136,000	
清水銀行	200	3,665	733,000	
滋賀銀行	3,000	458	1,374,000	
南都銀行	3,000	421	1,263,000	
百五銀行	3,000	361	1,083,000	
京都銀行	6,000	765	4,590,000	
三重銀行	3,000	228	684,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	25,000	167	4,175,000	
広島銀行	10,000	352	3,520,000	
山陰合同銀行	2,000	618	1,236,000	
中国銀行	3,000	1,006	3,018,000	
鳥取銀行	2,000	183	366,000	
伊予銀行	4,000	659	2,636,000	
百十四銀行	4,000	308	1,232,000	
四国銀行	4,000	265	1,060,000	
阿波銀行	3,000	493	1,479,000	
鹿児島銀行	3,000	550	1,650,000	
大分銀行	3,000	308	924,000	
宮崎銀行	3,000	223	669,000	
肥後銀行	3,000	433	1,299,000	
佐賀銀行	3,000	237	711,000	
十八銀行	4,000	241	964,000	
沖縄銀行	300	3,265	979,500	
琉球銀行	900	979	881,100	
住友信託銀行	34,000	508	17,272,000	
みずほ信託銀行	39,000	85	3,315,000	
八千代銀行	200	2,347	469,400	
みずほフィナンシャルグループ	440,700	163	71,834,100	
紀陽ホールディングス	15,000	115	1,725,000	
山口フィナンシャルグループ	4,000	836	3,344,000	
芙蓉総合リース	400	3,025	1,210,000	
興銀リース	600	2,150	1,290,000	
東京センチュリーリース	1,100	1,459	1,604,900	
SBIホールディングス	456	12,830	5,850,480	
日本証券金融	2,000	658	1,316,000	
長野銀行	2,000	167	334,000	
名古屋銀行	4,000	268	1,072,000	
愛知銀行	200	5,150	1,030,000	
第三銀行	3,000	218	654,000	
中京銀行	2,000	216	432,000	
東日本銀行	3,000	186	558,000	
愛媛銀行	3,000	228	684,000	
トマト銀行	3,000	158	474,000	
みなと銀行	6,000	144	864,000	
京葉銀行	3,000	410	1,230,000	
関西アーバン銀行	5,000	135	675,000	
栃木銀行	3,000	398	1,194,000	
北日本銀行	200	2,019	403,800	
福島銀行	9,000	51	459,000	

大東銀行	6,000	64	384,000	
リコーリース	400	2,379	951,600	
イオンクレジットサービス	1,700	1,242	2,111,400	
アコム	730	1,115	813,950	
プロミス	1,750	554	969,500	
ジャックス	3,000	270	810,000	
日立キャピタル	1,000	1,350	1,350,000	
オリックス	1,940	8,030	15,578,200	
三菱UFJリース	990	3,290	3,257,100	
ジャフコ	600	2,435	1,461,000	
トモニホールディングス	3,000	336	1,008,000	
大和証券グループ本社	34,000	440	14,960,000	
野村ホールディングス	77,800	536	41,700,800	
みずほ証券	10,000	247	2,470,000	
みずほインベスターズ証券	9,000	93	837,000	
岡三証券グループ	4,000	358	1,432,000	
丸三証券	1,700	503	855,100	
東洋証券	4,000	152	608,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	5,000	315	1,575,000	
光世証券	5,000	93	465,000	
水戸証券	2,000	150	300,000	
いちよし証券	1,200	637	764,400	
松井証券	2,600	592	1,539,200	
NK S Jホールディングス	31,000	598	18,538,000	
だいら証券ビジネス	1,200	322	386,400	
マネックスグループ	28	24,190	677,320	
カブドットコム証券	1,500	370	555,000	
極東証券	1,200	698	837,600	
岩井コスモホールディングス	800	605	484,000	
フィデアホールディングス	2,700	217	585,900	
池田泉州ホールディングス	10,600	122	1,293,200	
MS & A Dインシュアランスグループホールディングス	11,100	2,033	22,566,300	
ソニーフィナンシャルホールディングス	17	315,000	5,355,000	
第一生命保険	149	139,500	20,785,500	
富士火災海上保険	7,000	114	798,000	
東京海上ホールディングス	13,900	2,502	34,777,800	
T & Dホールディングス	6,850	2,136	14,631,600	
三井不動産	18,000	1,681	30,258,000	
三菱地所	26,000	1,505	39,130,000	
平和不動産	4,000	265	1,060,000	
東京建物	8,000	390	3,120,000	
ダイビル	1,700	707	1,201,900	
サンケイビル	900	530	477,000	
東急不動産	9,000	418	3,762,000	
住友不動産	9,000	1,973	17,757,000	
大京	6,000	166	996,000	
テーオーシー	2,500	359	897,500	
レオパレス21	3,100	164	508,400	
ゴールドクレスト	360	2,256	812,160	
アーネストワン	900	1,087	978,300	
イオンモール	1,900	2,246	4,267,400	
リサ・パートナーズ	9	35,550	319,950	
エヌ・ティ・ティ都市開発	30	81,700	2,451,000	
東武鉄道	16,000	456	7,296,000	
相鉄ホールディングス	7,000	263	1,841,000	
東京急行電鉄	21,000	374	7,854,000	
京浜急行電鉄	10,000	705	7,050,000	
小田急電鉄	12,000	761	9,132,000	
京王電鉄	10,000	555	5,550,000	
京成電鉄	7,000	570	3,990,000	
東日本旅客鉄道	6,500	5,300	34,450,000	
西日本旅客鉄道	35	309,000	10,815,000	
東海旅客鉄道	33	686,000	22,638,000	
西日本鉄道	5,000	345	1,725,000	
近畿日本鉄道	34,000	255	8,670,000	

阪急阪神ホールディングス	25,000	381	9,525,000	
南海電気鉄道	8,000	331	2,648,000	
京阪電気鉄道	9,000	336	3,024,000	
名糖運輸	700	678	474,600	
名古屋鉄道	13,000	221	2,873,000	
日本通運	15,000	354	5,310,000	
ヤマトホールディングス	7,700	1,185	9,124,500	
山九	5,000	383	1,915,000	
日新	3,000	220	660,000	
センコー	3,000	280	840,000	
日本梱包運輸倉庫	1,000	986	986,000	
福山通運	3,000	447	1,341,000	
セイノーホールディングス	3,000	576	1,728,000	
神奈川中央交通	1,000	411	411,000	
日立物流	700	1,287	900,900	
日本郵船	32,000	380	12,160,000	
商船三井	19,000	580	11,020,000	
川崎汽船	12,000	381	4,572,000	
N S ユナイテッド海運	2,000	220	440,000	
乾汽船	700	529	370,300	
飯野海運	2,600	393	1,021,800	
第一中央汽船	3,000	225	675,000	
全日本空輸	50,000	305	15,250,000	
三菱倉庫	3,000	1,090	3,270,000	
三井倉庫	3,000	341	1,023,000	
住友倉庫	3,000	437	1,311,000	
澁澤倉庫	2,000	288	576,000	
宇徳	1,400	258	361,200	
上組	4,000	693	2,772,000	
サンリツ	300	600	180,000	
近鉄エクスプレス	400	2,332	932,800	
東京放送ホールディングス	2,200	1,175	2,585,000	
日本テレビ放送網	350	12,830	4,490,500	
テレビ朝日	12	141,100	1,693,200	
スカパーJ S A Tホールディングス	38	31,800	1,208,400	
テレビ東京ホールディングス	200	1,236	247,200	
アイ・ティー・シーネットワーク	2,000	473	946,000	
イー・アクセス	26	51,900	1,349,400	
日本電信電話	13,900	3,715	51,638,500	
K D D I	59	480,500	28,349,500	
光通信	600	1,825	1,095,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	304	143,000	43,472,000	※
学研ホールディングス	3,000	180	540,000	
ゼンリン	900	954	858,600	
角川グループホールディングス	500	2,137	1,068,500	
東京電力	27,500	1,975	54,312,500	
中部電力	11,400	1,996	22,754,400	
関西電力	15,100	2,013	30,396,300	
中国電力	5,000	1,661	8,305,000	
北陸電力	3,800	2,001	7,603,800	
東北電力	9,200	1,820	16,744,000	
四国電力	3,700	2,391	8,846,700	
九州電力	8,100	1,830	14,823,000	
北海道電力	3,500	1,665	5,827,500	
沖縄電力	300	3,920	1,176,000	
電源開発	2,400	2,558	6,139,200	
東京瓦斯	47,000	363	17,061,000	
大阪瓦斯	38,000	316	12,008,000	
東邦瓦斯	9,000	407	3,663,000	
北海道瓦斯	5,000	244	1,220,000	
西部瓦斯	6,000	212	1,272,000	
静岡瓦斯	1,500	483	724,500	
松竹	3,000	543	1,629,000	
東宝	2,700	1,356	3,661,200	
エイチ・アイ・エス	600	2,192	1,315,200	
東映	2,000	403	806,000	

エヌ・ティ・ティ・データ	26	277,400	7,212,400	
スバル興業	2,000	253	506,000	
東京ドーム	5,000	235	1,175,000	
D T S	800	1,028	822,400	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,300	1,471	1,912,300	
カプコン	1,000	1,354	1,354,000	
日本空港ビルデング	1,300	1,257	1,634,100	
トランス・コスモス	900	808	727,200	
住商情報システム	600	1,426	855,600	
藤田観光	2,000	378	756,000	
日本管財	500	1,406	703,000	
セコム	4,100	3,855	15,805,500	
日本システムウェア	1,500	395	592,500	
メイテック	700	1,785	1,249,500	
T K C	500	1,752	876,000	
アサツー ディ・ケイ	700	2,271	1,589,700	
富士ソフト	700	1,435	1,004,500	
応用地質	500	722	361,000	
N S D	1,100	954	1,049,400	
コナミ	2,000	1,775	3,550,000	
ベネッセホールディングス	1,200	3,780	4,536,000	
イオンディライト	500	1,554	777,000	
ニチイ学館	1,200	743	891,600	
ダイセキ	800	1,656	1,324,800	
トラスコ中山	700	1,391	973,700	
ヤマダ電機	1,730	5,400	9,342,000	
オートバックスセブン	500	3,350	1,675,000	
ニトリホールディングス	750	7,000	5,250,000	
吉野家ホールディングス	11	106,300	1,169,300	
加藤産業	600	1,352	811,200	
因幡電機産業	600	2,343	1,405,800	
住金物産	4,000	204	816,000	
プレナス	700	1,255	878,500	
アークス	800	1,290	1,032,000	
バロー	1,500	716	1,074,000	
ミスミグループ本社	1,300	2,079	2,702,700	
ファーストリテイリング	900	12,330	11,097,000	
ソフトバンク	16,500	2,857	47,140,500	
スズケン	1,600	2,502	4,003,200	
サンドラッグ	800	2,362	1,889,600	
合計	5,735,705		4,699,764,980	

※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車 10,000株
エヌ・ティ・ティ・ドコモ 150株

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年2月22日現在）

I	資産総額	8,926,826,354 円
II	負債総額	26,620,022 円
III	純資産総額（I－II）	8,900,206,332 円
IV	発行済数量	14,067,896,775 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.6327 円

（参考）マザーファンドの現況

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

（平成23年2月22日現在）

I	資産総額	73,162,403,444 円
II	負債総額	4,262,211,382 円
III	純資産総額（I－II）	68,900,192,062 円
IV	発行済数量	49,143,550,760 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.4020 円

明治安田TOPIXマザーファンド

純資産額計算書

(平成23年2月22日現在)

I	資産総額	4,711,974,140 円
II	負債総額	26,718,085 円
III	純資産総額（I－II）	4,685,256,055 円
IV	発行済数量	3,608,462,312 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.2984 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年2月22日現在、合併前の委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126 本	476,931 百万円
単位型株式投資信託	3 本	3,710 百万円
合 計	129 本	480,641 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 MDAMアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、平成22年7月1日に名称を変更し、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,991,495	5,244,171
前払費用	74,359	45,055
未収入金	-	376
未収委託者報酬	197,729	196,221
未収運用受託報酬	※1 563,651	※1 550,685
未収投資助言報酬	※1 149,263	※1 126,638
繰延税金資産	59,785	54,282
未収還付法人税等	184,402	-
その他	14,729	6,190
流動資産合計	6,235,417	6,223,622
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 77,307	※2 69,910
器具備品	※2 185,794	※2 136,629
有形固定資産合計	263,101	206,539
無形固定資産		
ソフトウェア	55,251	44,228
電話加入権	6,662	6,662
その他	745	755
無形固定資産合計	62,658	51,646
投資その他の資産		
長期差入保証金	※1 204,426	※1 204,426
長期前払費用	455	365
繰延税金資産	31,097	19,854
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	△48,000	△48,000
投資その他の資産合計	236,979	225,645
固定資産合計	562,739	483,831
資産合計	6,798,156	6,707,454

(単位：千円)

	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	10,129	10,433
未払金	285,007	249,499
未払収益分配金	63	105
未払償還金	26,039	28,065
未払手数料	111,698	107,831
その他未払金	147,206	113,496
未払費用	63,296	48,119
未払法人税等	-	9,034
未払消費税等	-	11,774
賞与引当金	111,651	78,606
流動負債合計	470,085	407,468
固定負債		
退職給付引当金	34,527	16,119
固定負債合計	34,527	16,119
負債合計	504,613	423,587
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
資本剰余金合計	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,458,057	1,448,381
利益剰余金合計	4,633,099	4,623,423
株主資本合計	6,293,543	6,283,866
純資産合計	6,293,543	6,283,866
負債・純資産合計	6,798,156	6,707,454

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,671,697	2,172,380
運用受託報酬	1,895,368	1,731,095
投資助言報酬	285,808	246,119
営業収益合計	4,852,874	4,149,595
営業費用		
支払手数料	1,539,781	1,226,938
広告宣伝費	27,273	20,282
公告費	2,008	1,140
調査費	631,638	569,699
調査費	275,877	273,646
委託調査費	355,760	296,052
委託計算費	223,105	214,468
営業雑経費	117,560	98,343
通信費	18,545	16,293
印刷費	89,443	73,629
協会費	6,540	5,629
諸会費	3,030	2,789
営業費用合計	2,541,367	2,130,871
一般管理費		
給料	1,229,342	1,199,808
役員報酬	60,179	56,262
給料・手当	963,583	951,163
賞与	205,578	192,382
その他報酬	42,327	22,884
賞与引当金繰入	111,651	78,606
退職金	17,750	-
福利厚生費	194,539	187,320
交際費	5,155	1,796
旅費交通費	37,766	27,755
租税公課	16,954	17,285
不動産賃借料	256,749	255,113
退職給付費用	△1,477	37,281
貸倒引当金繰入	1,400	-
固定資産減価償却費	65,199	71,901
諸経費	151,288	101,732
一般管理費合計	2,128,647	2,001,487
営業利益	182,858	17,235

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	14,568	8,636
償還金等時効完成分	122	5,111
保険契約返戻金・配当金	※1 1,747	※1 1,738
還付加算金	-	5,459
雑益	178	1,391
営業外収益合計	16,618	22,338
営業外費用		
償還金等時効完成分支払額	3,264	-
雑損	217	-
営業外費用合計	3,481	-
経常利益	195,995	39,573
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	※2 3,080	※2 212
商号変更費用	36,617	-
ゴルフ会員権償還損	633	-
特別損失合計	40,330	212
税引前当期純利益	155,664	39,361
法人税、住民税及び事業税	2,475	2,290
法人税等調整額	66,781	16,747
法人税等合計	69,257	19,037
当期純利益	86,407	20,323

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,521,650	1,458,057
当期変動額		
剰余金の配当	△150,000	△30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	△63,592	△9,676
当期末残高	1,458,057	1,448,381
利益剰余金合計		
前期末残高	4,696,692	4,633,099
当期変動額		
剰余金の配当	△150,000	△30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	△63,592	△9,676
当期末残高	4,633,099	4,623,423
株主資本合計		
前期末残高	6,357,135	6,293,543
当期変動額		
剰余金の配当	△150,000	△30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	△63,592	△9,676
当期末残高	6,293,543	6,283,866

重要な会計方針

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 （会計方針の変更） 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益への影響はありません。	1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左

表示方法の変更

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. （損益計算書） 投資運用業等統一経理基準一部改正（平成20年3月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 前事業年度において「調査費」として表示しておりました支払投資助言報酬につき当事業年度においては「委託調査費」として表示しております。 なお、前事業年度の「調査費」として表示した支払投資助言報酬は135,539千円であります。また当事業年度より「委託調査費」として表示した支払投資助言報酬は98,709千円であります。	

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 43,508千円 未収投資助言報酬 149,263千円 長期差入保証金 204,060千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 35,828千円 未収投資助言報酬 126,638千円 長期差入保証金 204,060千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 68,895千円 器具備品 198,399千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 76,292千円 器具備品 244,766千円

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 全て関係会社に対する金額であります。	※1 同左
※2 固定資産除却損は器具備品3,080千円であります。	※2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	利益剰余金	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。	同左

（金融商品関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金（貸借対照表計上額204,426千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	-
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	-	-	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	-	-	-

（有価証券関係）

第23期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

第24期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	△220,105
(2)年金資産 (千円)	185,577
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	△34,527
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	△34,527

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
退職給付費用 (千円)	△1,477

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	△251,570
(2)年金資産 (千円)	235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	△16,119
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	△16,119

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
退職給付費用 (千円)	37,281

（ストック・オプション等関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)																																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>6,257</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td>45,431</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価損否認</td><td>2,441</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td>19,531</td></tr> <tr> <td>未払福利厚生費否認</td><td>11,151</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入限度超過額</td><td>14,049</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>16,672</td></tr> <tr> <td>税務上の前払費用</td><td>6,664</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2,335</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>124,533</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△21,972</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>102,561</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>未収還付事業税</td><td>△11,677</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△11,677</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>90,883</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払費用否認	6,257	賞与引当金繰入限度超過額	45,431	ゴルフ会員権評価損否認	2,441	貸倒引当金繰入限度超過額	19,531	未払福利厚生費否認	11,151	退職給付引当金繰入限度超過額	14,049	税務上の繰越欠損金	16,672	税務上の前払費用	6,664	その他	2,335	繰延税金資産小計	124,533	評価性引当額	△21,972	繰延税金資産合計	102,561	繰延税金負債		未収還付事業税	△11,677	繰延税金負債合計	△11,677	繰延税金資産の純額	90,883	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>4,207</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td>31,985</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価損否認</td><td>2,441</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td>19,531</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>2,984</td></tr> <tr> <td>未払福利厚生費否認</td><td>11,011</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入限度超過額</td><td>6,558</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>13,086</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4,303</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>96,109</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△21,972</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>74,136</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>74,136</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払費用否認	4,207	賞与引当金繰入限度超過額	31,985	ゴルフ会員権評価損否認	2,441	貸倒引当金繰入限度超過額	19,531	未払事業税	2,984	未払福利厚生費否認	11,011	退職給付引当金繰入限度超過額	6,558	税務上の繰越欠損金	13,086	その他	4,303	繰延税金資産小計	96,109	評価性引当額	△21,972	繰延税金資産合計	74,136	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	74,136
繰延税金資産	千円																																																																
未払費用否認	6,257																																																																
賞与引当金繰入限度超過額	45,431																																																																
ゴルフ会員権評価損否認	2,441																																																																
貸倒引当金繰入限度超過額	19,531																																																																
未払福利厚生費否認	11,151																																																																
退職給付引当金繰入限度超過額	14,049																																																																
税務上の繰越欠損金	16,672																																																																
税務上の前払費用	6,664																																																																
その他	2,335																																																																
繰延税金資産小計	124,533																																																																
評価性引当額	△21,972																																																																
繰延税金資産合計	102,561																																																																
繰延税金負債																																																																	
未収還付事業税	△11,677																																																																
繰延税金負債合計	△11,677																																																																
繰延税金資産の純額	90,883																																																																
繰延税金資産	千円																																																																
未払費用否認	4,207																																																																
賞与引当金繰入限度超過額	31,985																																																																
ゴルフ会員権評価損否認	2,441																																																																
貸倒引当金繰入限度超過額	19,531																																																																
未払事業税	2,984																																																																
未払福利厚生費否認	11,011																																																																
退職給付引当金繰入限度超過額	6,558																																																																
税務上の繰越欠損金	13,086																																																																
その他	4,303																																																																
繰延税金資産小計	96,109																																																																
評価性引当額	△21,972																																																																
繰延税金資産合計	74,136																																																																
繰延税金負債	-																																																																
繰延税金資産の純額	74,136																																																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.84%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>0.37%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>1.47%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.12%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>44.49%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.84%	評価性引当額	0.37%	住民税均等割	1.47%	その他	0.12%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.49%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.85%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>5.82%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>48.36%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%	住民税均等割	5.82%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.36%																																								
法定実効税率	40.69%																																																																
(調整)																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.84%																																																																
評価性引当額	0.37%																																																																
住民税均等割	1.47%																																																																
その他	0.12%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.49%																																																																
法定実効税率	40.69%																																																																
(調整)																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%																																																																
住民税均等割	5.82%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.36%																																																																

（企業結合等関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）
第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員4名	投資顧問運用助言 及び設備の賃借	運用受託報酬	37,648千円	未収運用受託報酬	43,508千円
		投資助言報酬	285,808千円	未収投資助言報酬	149,263千円
		事務所家賃	247,820千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。
②事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
(注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
(注2)上記役員の兼任の内訳は、非常勤取締役2名、非常勤監査役2名であります。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。
②事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
(注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	499,447円91銭	1株当たり純資産額	498,680円02銭
1株当たり当期純利益	6,857円17銭	1株当たり当期純利益	1,612円87銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	6,293,543	6,283,866
普通株式に係る純資産額(千円)	6,293,543	6,283,866
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	12,601	12,601
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

1株当たり当期純利益

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(千円)	86,407	20,323
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	86,407	20,323
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

(重要な後発事象)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
	・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。 1. 合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。 2. 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社 3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。 4. 合併比率等 (1)合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。 (2)合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。 (3)資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 ①資本金 0円 ②資本準備金 0円 ③その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 ④利益準備金 0円 ⑤その他利益剰余金 0円 5. 安田投信投資顧問株式会社の概要 (1)事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2)営業成績及び財産の状況 <table border="1" data-bbox="794 1480 1374 1659"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成21年3月期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td><td>2,820百万円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>255百万円</td></tr> <tr> <td>資産の額</td><td>3,935百万円</td></tr> <tr> <td>負債の額</td><td>299百万円</td></tr> <tr> <td>純資産の額</td><td>3,635百万円</td></tr> </tbody> </table> 6. 合併効力発生日 平成22年10月1日	区分	平成21年3月期	営業収益	2,820百万円	当期純損失	255百万円	資産の額	3,935百万円	負債の額	299百万円	純資産の額	3,635百万円
区分	平成21年3月期												
営業収益	2,820百万円												
当期純損失	255百万円												
資産の額	3,935百万円												
負債の額	299百万円												
純資産の額	3,635百万円												

中間財務諸表等
 中間財務諸表
 ①中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	5,095,931
未収委託者報酬	169,447
未収運用受託報酬	626,264
未収投資助言報酬	140,636
繰延税金資産	40,324
その他	104,571
流動資産合計	6,177,175
固定資産	
有形固定資産	※1 320,139
無形固定資産	45,723
投資その他の資産	273,400
長期差入保証金	190,679
繰延税金資産	81,401
その他	49,320
貸倒引当金	△48,000
固定資産合計	639,263
資産合計	6,816,439
負債の部	
流動負債	
未払償還金	25,339
未払手数料	91,354
未払法人税等	5,464
賞与引当金	69,556
その他	※2 395,897
流動負債合計	587,612
固定負債	
退職給付引当金	22,518
資産除去債務	54,733
固定負債合計	77,252
負債合計	664,865
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
資本剰余金合計	660,443
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,316,089
利益剰余金合計	4,491,130
株主資本合計	6,151,574
純資産合計	6,151,574
負債純資産合計	6,816,439

②中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	881,984
運用受託報酬	860,334
投資助言報酬	133,939
営業収益合計	1,876,258
営業費用	
支払手数料	491,158
その他営業費用	430,784
営業費用合計	921,942
一般管理費	※1 971,015
営業損失（△）	△16,699
営業外収益	※2 7,719
営業外費用	-
経常損失（△）	△8,980
特別利益	-
特別損失	※3 163,455
税引前中間純損失（△）	△172,436
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	△47,589
法人税等合計	△46,444
中間純損失（△）	△125,991

③中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
資本剰余金合計	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	83,040
当中間期変動額	-
当中間期末残高	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,092,001
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,092,001
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,448,381
当中間期変動額	
剰余金の配当	△6,300
中間純損失（△）	△125,991
当中間期変動額合計	△132,292
当中間期末残高	1,316,089
利益剰余金合計	
前期末残高	4,623,423
当中間期変動額	
剰余金の配当	△6,300
中間純損失（△）	△125,991
当中間期変動額合計	△132,292
当中間期末残高	4,491,130
株主資本合計	
前期末残高	6,283,866
当中間期変動額	
剰余金の配当	△6,300
中間純損失（△）	△125,991
当中間期変動額合計	△132,292
当中間期末残高	6,151,574

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 3年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
2. 引当金の計上基準	
(1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	
(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	
(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

会計方針の変更

1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用	
当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。	
これにより、当中間会計期間の営業損失、経常損失はそれぞれ1,663千円増加し、税引前中間純損失は36,286千円増加しております。	
2. 企業結合に関する会計基準等	
当中間会計期間から、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	111,583千円
器具備品	255,573千円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		
※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。		
有形固定資産		28,893千円
無形固定資産		7,183千円
※2 営業外収益のうち主なもの		
受取利息		2,687千円
償還金等時効完成分		2,726千円
保険契約返戻金・配当金		2,265千円
※3 特別損失のうち主なもの		
合併関連費用		33,874千円
特別退職加算金等		88,325千円
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		34,623千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	12,601株	—	—	12,601株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,095,931	5,095,931	-
(2)未収委託者報酬	169,447	169,447	-
(3)未収運用受託報酬	626,264	626,264	-
(4)未収投資助言報酬	140,636	140,636	-
(5)長期差入保証金	190,679	186,008	△4,670
資産計	6,222,958	6,218,288	△4,670
(1)未払手数料	91,354	91,354	-
負債計	91,354	91,354	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	54,489千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他	244千円
当中間会計期間末残高	54,733千円

(注)「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を、当中間会計期間から適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資顧問（投資一任）	投資顧問（投資助言）	合計
外部顧客への売上高	881,984	860,334	133,939	1,876,258

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	311,996

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	488,181円45銭
1株当たり中間純損失	9,998円56銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
中間損益計算書上の中間純損失(千円)	125,991
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純損失(千円)	125,991
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）	
(安田投信投資顧問株式会社との合併) 当社は、平成22年10月1日をもって安田投信投資顧問株式会社と合併いたしました。	
1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要	
(1)結合当事企業の名称及び事業の内容	
名称	当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社
事業の内容	金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業
(2)企業結合日	
平成22年10月1日	
(3)企業結合の法的形式	
当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併	
(4)結合後企業の名称	
明治安田アセットマネジメント株式会社	
(5)取引の目的を含む取引の概要	
①吸収合併の目的	
両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。	
②合併比率等	
安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。	
2.実施した会計処理の概要	
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。	

[次へ](#)

（参考情報）安田投信投資顧問株式会社の経理状況**1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について**

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成し、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし、第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第12期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）及び第12期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けており、当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
-------------------	-------	---------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
-------------------	-------	-----------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
-------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、安田投信投資顧問株式会社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約は、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

財務諸表

(1)貸借対照表

(単位：千円)

	第11期 (平成21年 3 月31日現在)	第12期 (平成22年 3 月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,123,431	2,789,275
前払費用	34,920	30,092
未収入金	—	400
未収委託者報酬	309,359	376,268
未収運用受託報酬	※ 2 47,231	※ 2 43,891
未収投資助言報酬	※ 2 55,320	※ 2、3 51,222
未収還付法人税等	32,227	490
未収消費税等	17,677	—
その他流動資産	5,965	349
流動資産計	3,626,134	3,291,990
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1 57,092	※ 1 0
器具備品	※ 1 50,821	※ 1 168
有形固定資産計	107,913	168
無形固定資産		
ソフトウェア	17,506	0
電話加入権	4,324	0
その他無形固定資産	93	0
無形固定資産計	21,924	0
投資その他の資産		
長期前払費用	1,232	795
長期差入保証金	177,826	177,826
投資その他の資産計	179,058	178,621
固定資産計	308,897	178,790
資産合計	3,935,031	3,470,780

(単位：千円)

	第11期 (平成21年 3 月31日現在)	第12期 (平成22年 3 月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	6,182	7,372
未払金	102,930	131,478
未払手数料 ※ 2	102,930	131,478
未払費用	105,129	122,346
未払法人税等	—	5,636
未払消費税等	5,569	3,152
賞与引当金	56,231	45,996
流動負債計	276,043	315,983
固定負債		
退職給付引当金	23,821	26,464
固定負債計	23,821	26,464
負債合計	299,864	342,447
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	362,916	△143,917
利益剰余金計	388,916	△117,917
株主資本計	3,635,166	3,128,332
純資産合計	3,635,166	3,128,332
負債・純資産合計	3,935,031	3,470,780

(2)損益計算書

(単位：千円)

	第11期	第12期
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,134,231	2,044,648
受入手数料	50,488	41,986
運用受託報酬	※ 1 506,704	※ 1 451,493
投資助言報酬	※ 1 129,235	※ 1 97,702
営業収益計	2,820,660	2,635,830
営業費用		
支払手数料	※ 1 766,367	※ 1 734,910
広告宣伝費	12,867	12,755
公告費	1,178	—
調査費	865,325	825,782
調査費	328,473	320,533
委託調査費	535,416	503,991
図書費	1,435	1,257
委託計算費	60,702	60,370
営業雑経費	84,024	84,092
印刷費	65,600	65,788
その他雑経費	18,424	18,303
営業費用計	1,790,465	1,717,910
一般管理費		
給料	712,599	709,559
役員報酬	57,749	79,436
給料・手当	552,981	536,290
賞与	101,868	93,832
交際費	4,135	1,226
寄付金	300	200
旅費交通費	23,065	16,672
租税公課	11,669	10,372
不動産賃借料	151,538	154,230
退職給付費用	19,077	18,072
賞与引当金繰入	56,231	45,996
固定資産減価償却費	47,262	46,903
諸経費	217,534	217,615
一般管理費計	1,243,414	1,220,849
営業損失（△）	△213,219	△302,929

(単位：千円)

	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	10,527	3,269
雑収入	247	1,270
営業外収益計	10,774	4,540
営業外費用		
固定資産除却損	1,950	1,202
為替差損	—	557
雑損失	60	642
営業外費用計	2,010	2,401
経常損失（△）	△204,455	△300,789
特別利益		
特別利益計	—	—
特別損失		
前期損益修正損	—	1,114
減損損失	—	※ 3 192,813
貸倒引当金繰入	—	9,825
臨時法務費用	※ 2 9,835	—
特別損失計	9,835	203,753
税引前当期純損失（△）	△214,291	△504,543
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	39,374	—
当期純損失（△）	△255,955	△506,833

(3)株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	650,084	362,916
当期変動額		
剰余金の配当	△31,212	—
当期純損失（△）	△255,955	△506,833
当期変動額合計	△287,167	△506,833
当期末残高	362,916	△143,917
株主資本合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	△31,212	—
当期純損失（△）	△255,955	△506,833
当期変動額合計	△287,167	△506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332
純資産合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	△31,212	—
当期純損失（△）	△255,955	△506,833
当期変動額合計	△287,167	△506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332

重要な会計方針

項目	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く）定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く）同左
2 引当金の計上基準	(1) (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)																						
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>33,650千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>111,295千円</td></tr> </table> ※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>793千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>39,593千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>11,241千円</td></tr> </table> ※3	建物	33,650千円	器具備品	111,295千円	未収運用受託報酬	793千円	未収投資助言報酬	39,593千円	未払手数料	11,241千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>42,498千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>110,250千円</td></tr> </table> ※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>870千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>40,705千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>13,225千円</td></tr> </table> ※3 下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接控除して表示しております。 <table> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>9,825千円</td></tr> </table>	建物	42,498千円	器具備品	110,250千円	未収運用受託報酬	870千円	未収投資助言報酬	40,705千円	未払手数料	13,225千円	未収投資助言報酬	9,825千円
建物	33,650千円																						
器具備品	111,295千円																						
未収運用受託報酬	793千円																						
未収投資助言報酬	39,593千円																						
未払手数料	11,241千円																						
建物	42,498千円																						
器具備品	110,250千円																						
未収運用受託報酬	870千円																						
未収投資助言報酬	40,705千円																						
未払手数料	13,225千円																						
未収投資助言報酬	9,825千円																						

(損益計算書関係)

第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)						
※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。	※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。						
運用受託報酬 1,666千円 投資助言報酬 81,260千円 支払手数料 50,116千円	運用受託報酬 1,422千円 投資助言報酬 77,334千円 支払手数料 49,452千円						
※2 当社設定の私募投信（1銘柄）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。	※2						
※3	※3 減損損失 当社は以下の資産について減損損失を計上しております。						
	(1) 減損損失を認識した資産						
	<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>本社設備等</td><td>建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産</td></tr></table>	場所	用途	種類	東京都千代田区	本社設備等	建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産
場所	用途	種類					
東京都千代田区	本社設備等	建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産					
	(2) 減損損失の認識に至った経緯 前事業年度及び当事業年度と二期連続して営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。						
	(3) 減損損失の金額						
	建物 48,504千円 器具備品 44,785千円 ソフトウェア 95,123千円 電話加入権 4,324千円 その他無形固定資産 75千円 計 192,813千円						
	(4) 資産のグルーピング方法 投資顧問事業及び投資信託事業を含め、全社で一つの資産グループとしております。						
	(5) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を適用しております。						

（株主資本等変動計算書関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品に関する注記）

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,789,275	2,789,275	—
(2) 未収委託者報酬	376,268	376,268	—
(3) 未収運用受託報酬	43,891	43,891	—
(4) 未収投資助言報酬	61,047		
貸倒引当金（※1）	△9,825		
	51,222	51,222	—
(5) 長期差入保証金	177,826	177,826	—
資産計	3,438,483	3,438,483	—
(1) 未払金	131,478	131,478	—
(2) 未払費用	122,346	122,346	—
負債計	253,825	253,825	—

（※1）未収投資助言報酬に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注）1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 長期差入保証金

当社は平成22年10月1日に合併を予定しており、長期差入保証金は1年以内に返還予定のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

未収投資助言報酬のうち回収予定額が見込めない9,825千円を除いたすべての金銭債権について1年以内の回収を予定しております。

なお、長期差入保証金についても、平成22年10月1日に合併予定のため、1年以内の返還を予定しております。

（有価証券関係）

第11期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

第12期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1) 退職給付債務 23,821千円 (2) 退職給付引当金 23,821千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） 退職給付費用 19,077千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1) 退職給付債務 26,464千円 (2) 退職給付引当金 26,464千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日） 退職給付費用 18,072千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,796千円が含まれております。

（ストック・オプション等関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （繰延税金資産） 繰延税金資産（流動） 税務上の繰越欠損金 87,823千円 賞与引当金 22,880千円 法定福利費 2,864千円 その他 3,081千円 計 116,650千円 繰延税金資産（固定） 退職給付引当金 9,692千円 その他 113千円 計 9,806千円 繰延税金資産計 126,457千円 評価性引当金 △125,201千円 繰延税金資産合計 1,255千円 繰延税金負債（流動） 未収事業税 1,255千円 繰延税金負債合計 1,255千円 繰延税金資産の純額 ー千円 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。	1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 繰延税金資産（流動） 税務上の繰越欠損金 212,144千円 賞与引当金 18,715千円 貸倒引当金繰入 3,997千円 法定福利費 2,392千円 その他 3,582千円 計 240,833千円 繰延税金資産（固定） 減損損失 78,455千円 退職給付引当金 10,768千円 その他 94千円 計 89,319千円 繰延税金資産計 330,153千円 評価性引当金 △330,153千円 繰延税金資産合計 ー千円 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

（企業結合等関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものではありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬	39,593
										未収運用受託報酬	793
										未払手数料等	11,276

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 78,756 費用 50,408	未収投資助言報酬	40,705
										未収運用受託報酬	870
										未払手数料等	13,261

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 31,446円07銭	1株当たり純資産額 27,061円70銭
1株当たり当期純損失 2,214円14銭	1株当たり当期純損失 4,384円37銭
(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
当期純損失 255,955千円	当期純損失 506,833千円
普通株主に帰属しない金額 —	普通株主に帰属しない金額 —
普通株式に係る当期純損失 255,955千円	普通株式に係る当期純損失 506,833千円
期中平均株式数 115,600株	期中平均株式数 115,600株

（重要な後発事象）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社との合併について

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。

1 合併の目的

資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客様のニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。

2 合併の方法及び合併契約の要旨

(1) 合併効力発生日

平成22年10月1日

(2) 合併の方法

MDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする、吸収合併方式により合併いたします。

(3) 合併後の社名（商号）

明治安田アセットマネジメント株式会社

（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）

(4) 合併比率

MDAMアセットマネジメント株式会社は普通株式6,286株を発行し、当社の普通株式1株につき、MDAMアセットマネジメント株式会社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付いたします。

3 合併の相手会社の概要

商号	MDAMアセットマネジメント株式会社
設立年月	昭和61年11月
本社所在地	東京都港区
代表者	佐藤 公俊
資本金（※1）	1,000,000千円
営業収益（※2）	4,852,874千円
当期純利益（※2）	86,407千円
資産（※1）	6,798,156千円
負債（※1）	504,613千円
純資産（※1）	6,293,543千円
役職員数（※3）	130人

（※1）平成21年3月31日現在です。

（※2）平成21年3月期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）です。

（※3）平成21年12月31日現在です。

役職員数は非常勤役員を含み、派遣社員を除いております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公 高 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 始 史 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月1日にMDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,630,878
未収委託者報酬		335,807
未収運用受託報酬		74,310
未収投資助言報酬	※ 1	50,458
その他流動資産		47,558
流動資産計		3,139,012
固定資産		
有形固定資産	※ 2	96
無形固定資産		0
投資その他の資産		164,361
長期前払費用		426
長期差入保証金		163,934
固定資産計		164,458
資産合計		3,303,470
負債の部		
流動負債		
預り金		6,256
未払金		117,334
未払費用		210,858
未払法人税等		4,395
賞与引当金		42,824
資産除去債務		25,000
その他流動負債	※ 3	15,521
流動負債計		422,191
固定負債		
退職給付引当金		26,939
固定負債計		26,939
負債合計		449,131
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		646,250
資本剰余金計		646,250
利益剰余金		
利益準備金		26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△ 417,910
利益剰余金計		△ 391,910
株主資本計		2,854,339
純資産合計		2,854,339
負債・純資産合計		3,303,470

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	988,300
受入手数料	15,770
運用受託報酬	210,716
投資助言報酬	48,316
営業収益計	1,263,103
営業費用	
支払手数料	375,962
その他営業費用	466,179
営業費用計	842,142
一般管理費	※ 1 574,467
営業損失（△）	△ 153,505
営業外収益	※ 2 1,841
営業外費用	970
経常損失（△）	△ 152,634
特別利益	-
特別損失	
合併費用	73,553
その他特別損失	※ 3 46,659
特別損失計	120,213
税引前中間純損失（△）	△ 272,848
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	-
中間純損失（△）	△ 273,993

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成22年4月1日
		至 平成22年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,600,000
当中間期末残高		2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		646,250
当中間期末残高		646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		26,000
当中間期末残高		26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		△ 143,917
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失（△）		△ 273,993
当中間期変動額合計		△ 273,993
当中間期末残高		△ 417,910
株主資本合計		
前期末残高		3,128,332
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失（△）		△ 273,993
当中間期変動額合計		△ 273,993
当中間期末残高		2,854,339
純資産合計		
前期末残高		3,128,332
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失（△）		△ 273,993
当中間期変動額合計		△ 273,993
当中間期末残高		2,854,339

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年
2 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付の見込額（自己都合による当中間会計期間末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。
3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
（資産除去債務に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失は931千円、税引前中間純損失は24,999千円増加しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
※ 1	下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接控除して表示しております。 未収投資助言報酬 8,855千円
※ 2	有形固定資産の減価償却累計額 71,870千円
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間
(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

※1 減価償却実施額
有形固定資産 986千円
無形固定資産 44千円

※2 営業外収益のうち主要なもの
受取利息 761千円

※3 減損損失
当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
東京都千代田区	本社設備等	建物、ソフトウェア

(2) 減損損失の認識に至った経緯
前々事業年度、前事業年度及び当中間会計期間と連続して営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額
建物 1,338千円
ソフトウェア 728千円
計 2,067千円

(4) 資産のグルーピング方法
投資顧問事業及び投資信託事業を含め、全社で一つの資産グループとしております。

(5) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は正味売却価額を適用しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間
 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 自己株式に関する事項
 該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項
 該当事項はありません。

4 配当に関する事項
 該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,630,878	2,630,878	—
(2) 未収委託者報酬	335,807	335,807	—
(3) 未収運用受託報酬	74,310	74,310	—
(4) 未収投資助言報酬	59,314		
貸倒引当金（※1）	△8,855		
	50,458	50,458	—
(5) 長期差入保証金	163,934	163,934	—
資産計	3,303,470	3,303,470	—
(1) 未払金	117,334	117,334	—
(2) 未払費用	210,858	210,858	—
負債計	449,131	449,131	—

（※1）未収投資助言報酬に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注）1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 長期差入保証金

当社は平成22年10月1日に合併を予定しており、長期差入保証金は1年以内に返還予定のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

未収投資助言報酬のうち回収予定額が見込めない8,855千円を除いたすべての金銭債権について1年以内の回収を予定しております。

なお、長期差入保証金についても、平成22年10月1日に合併予定のため、1年以内の返還を予定しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を計上しております。平成22年10月18日から平成22年11月28日に原状回復工事を実施し、平成22年11月28日に本社の不動産賃借契約を解約します。資産除去債務の見積もりにあたり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高（注）	<u>25,000千円</u>
当中間会計期間末残高	<u>25,000千円</u>

注）「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を、当中間会計期間から適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

（賃貸等不動産関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （運用業務）	投資顧問 （助言業務）	合計
外部顧客への売上高	988,300	15,770	210,716	48,316	1,263,103

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社の報告セグメントは、「金融商品取引業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）	
１株当たり純資産額	24,691円52銭
１株当たり中間純損失	2,370円18銭
(1) なお、潜在株式調整後１株当たり中間純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) １株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	273,993千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式にかかる中間純損失	273,993千円
期中平均株式数	115,600株

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）

共通支配下の取引等

１ 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業

名称 MDAMアセットマネジメント株式会社

事業の内容 金融商品取引業

②被結合企業

名称 安田投信投資顧問株式会社（当社）

事業の内容 金融商品取引業

(2) 企業結合日

平成22年10月１日

(3) 企業結合の法的形式

MDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくため。

２ 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

平成22年10月1日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・安田投信投資顧問株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しました。
- ・公告方法の変更を行いました。（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う）に変更しました。）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

(平成22年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成22年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
株式会社名古屋銀行	25,090	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社南都銀行	29,249	
株式会社京都銀行※	42,103	
株式会社北洋銀行	121,101	
新潟証券株式会社	600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 (平成23年1月1日現在)	
静岡東海証券株式会社	600	
日本興亜損害保険株式会社	91,249	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

※ 株式会社京都銀行は現在、当ファンドの新規の申込みの取扱いを行っておりません。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕**1.名称、資本金の額及び事業の内容**

- (A) 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B) 資本金の額 : 平成22年3月31日現在、10,000百万円
- (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第3【参考情報】

委託会社は、当特定期間において、次の書類を提出しております。

(1)有価証券届出書	平成22年10月8日
(2)有価証券届出書の訂正届出書	平成22年10月1日
(3)有価証券報告書	平成22年10月8日
(4)臨時報告書	平成22年7月15日
	平成22年8月12日
	平成22年9月16日
	平成22年10月15日
	平成22年11月18日
	平成22年12月15日

独立監査人の監査報告書

平成23年3月1日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公高 ⑨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・インカム・プラス（毎月分配型）の平成22年7月13日から平成23年1月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）の平成23年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公高 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 MDAMアセットマネジメント株式会社）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併」に記載されているとおり、会社は、平成22年10月1日をもって安田投信投資顧問株式会社と合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年8月30日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森 公高 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辻前 正紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・インカム・プラス（毎月分配型）の平成22年1月13日から平成22年7月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）の平成22年7月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高 ⑨
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史 ⑨
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。